

Deloitte.



2019-2020 インドネシア投資ガイド
Investment Window into Indonesia
(IWI)
日本語版

This publication is prepared based on the prevailing laws and regulations effective and publications available as at 31 November 2019. These materials and the information contained herein are provided by Imelda & Rekan and are intended to provide general information on a particular subject or subjects and are not an exhaustive treatment of such subject(s).

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

This publication and the information contained in it is confidential and should not be used or disclosed in any way without our prior consent.



目次

略称

A. インドネシアの概況	6
1. 概要	
2. 人口分布	
3. 投資環境	
4. 産業の概要及び見通し	
5. 地域別概要	
6. 法律および政治	
B. 投資のステージ 組織の変化の5つのステージ	19
C. インドネシアのビジネスにおける法律および規制の概要	20
1. ビジネスの開始(ジョイントベンチャー—	
2. 買収及び合併	
3. インフラストラクチャー	
4. 証券市場	
5. 銀行および貸し出し	
6. 石油・天然ガス及び石炭・鉱物資源	
A. 石油・天然ガス	
B. 石炭・鉱物資源	
7. 知的財産権	
8. 係争の解決	
9. 土地制度と関連規制	
10. その他の事業に関する法令	
D. インドネシアの税制	58
1. 優遇税制	
2. 税務事務	
3. 法人に関する税制	
4. 個人所得税	
5. 間接税	
6. 源泉税	
E. 監査及びコンプライアンス	80
1. 会計期間	
2. 通貨	
3. 言語及び会計基準	
4. 監査要件	
5. 独立性	
F. 労働環境	82
1. 従業員の権利と報酬	
2. 賞金及び福利厚生	
3. 解雇	
4. 労働者及びマネジメントの関係	
5. 外国人の雇用	
デロイトとは	85
コンタクト先	88

はじめに



Selamat datang di Indonesia! (インドネシアようこそ！)

シルクロード時代以降、インドネシアは代表的な貿易国の一つとして繁栄してきました。また、インドネシアは2つの海洋(太平洋とインド洋)及び2つの大陸(アジアとオーストラリア)の中に位置しており、国内で産出される天然資源がこの国を豊かにしています。

現インドネシア政府は、新たな投資を呼び込むことで自国の天然資源を有効に活用することが不可欠であると認識しており、既に投資が促進されるような各種施策が行なわれています。例えば、省庁間の事業許認可申請は、インターネット上で行うオンライン・サブミッション・システム(OSS)として統合され、迅速化、同期化が進められています。直近ではOSS 1.1が2019年11月4日にアップデートされました。また、インドネシア政府はこの4年間で16の経済政策パッケージ(*Paket Kebijakan Ekonomi*)をリリースし、インフラ開発が海外も含めた投資家にとって魅力的なものになるように推進しています。政府はまた必要なインフラ整備の推進を最優先課題と考えています。

最近の一例としては、ジャカルタのMRT(Mass Rapid Transit system、2019年3月より運行開始)の第一フェーズの完成が挙げられます。またジャカルターバンドン間の高速鉄道も建設中です(2021年に運行開始予定)

より広い意味では、インドネシアで進行している開発は、2019年4月に行われた初の全国・地方同日選挙で決定した新インドネシア政府による最新の宣誓に助けられています。新政府は2019年から2024年の間における優先課題として、教育とテクノロジー能力の実質的な向上、継続的なインフラ開発、規制の簡素化、官僚制度の改革及び簡素化を挙げています。

政府のこうした努力をサポートするため、またインドネシアに対する投資を検討している全ての人々に、迅速で分かりやすい答えを提示するために、デロイトインドネシアの専門家チームが協力して本冊子、インドネシア投資ガイド“Investment window into Indonesia (IWI)”を作成しました。

この刊行物が全ての潜在的な投資家に広範かつインパクトのある見識を与えると、またインドネシアでビジネスを開始した瞬間にあなたを待っている多くのビジネス機会を探索するのを助けるために不可欠なツールとなると、私は信じています。この刊行物はまた日本語・中国語・韓国語でも入手できます。

Claudia Lauw Lie Hoeng

デロイトインドネシア カントリーリーダー

A. インドネシアの概況

インドネシア共和国
(大統領制の共和制)

民族: インドネシア人(ジャワ人40.2%、スンダ人15.5%、バタック人3.58%、スラウェシ民族3.22%、マドゥラ人3.03%、プタウィ人2.88%、その他の民族31.59%)

言語: インドネシア語、英語(ビジネス、プロフェッショナル)、その他の方言

通貨: インドネシアルピア (IDR)



Total Area : 1,904,569 sq km (15th largest)
Land : 1,811,569 sq km
Water : 93,000 sq km
Population : 265 Million est. 2019 by BPS, 2019

サマリダ

カリマンタン回廊
金属・エネルギー資源の
生産・加工が中心

マカッサル

スラウェシ回廊
農産物、プランテーション、漁
業、ニッケル鉱業の生産、加
工が中心

ソロン

バブア回廊
食糧、漁業、エネルギー
、国家鉱業の開発
が中心

メラウケ

メダン

スマトラ回廊
農産物、金属及びエネルギ
ー資源の生産・加工が中心

ジャワ回廊
国の産業とサービスのサポート
が中心

ジャカルタ: 首都
政府及びビジネスセンター

バリ・ヌサトゥンガラ回廊
観光及び主要な食糧・農業のサ
ポート

スラバヤ: 第二の都市
主要な工業センター及び港湾

主要な島: スマトラ島、ジャワ島、カリマンタン島(ボルネオ島)、スラウェシ島(セレベス島)、バブア
その他の島: マルク諸島、小スンダ列島(ヌサトゥンガラ諸島)

1. 概要

インドネシアは、300以上の民族グループからなる多様な列島国であり、東南アジアで最も大きな経済国家の1つである。インドネシアは世界第4位の人口を誇っており、購買力平価という点で世界第7位であり、G20の一員でもある。

2018年の実質GDPは平均5.2%の伸びであった。2018年第4四半期は5.2%の伸びであり、これは2018年第3四半期と同水準であった。しかし、EIU2019によると、2019年第1四半期は5.1%、2019年第2四半期・第3四半期は5.0%と下落するものとみられている。2018-2022年の5年間の民間投資（インフラと製造業）から得られる経済成長がインドネシア経済に重要な影響を与えるには時間がかかると考えられている。一方で、経済は民間消費に支えられ、今後5年間で年間平均5.0%の成長が見込まれている。

インドネシアの平均インフレ率は2018年の3.2%より下落し、2019年は3.1%であり、2020-2023年は年間平均3.6%で維持されると見込まれている。各国、特に米中における貿易摩擦により、インドネシアルピアはUSDに対してボラティリティが高いままであろうと見込まれているが、最新のIMFの発表によれば、世界経済の同時的な減速の中でww年の間はインドネシアルピアがわずかに強くなると見込まれている。

国内市場が依然として主要な成長ドライバーとなることで、世界経済が減速する一方でインドネシア経済は現状維持できるものとインドネシア中央銀行は見込んでいる。加えて、インドネシアの外貨準備高はポートフォリオ投資や外国直接投資の増加により増加傾向にある。

指標	2018 ^a	2019 ^f	2020 ^f	2021 ^f	2022 ^f	2023 ^f
GDP成長率 (%、前年比)	5.2 ^a	5.1 ^f	5.0 ^f	5.2 ^f	5.2 ^f	5.1 ^f
民間消費 (%、前年比)	5.1 ^a	5.3 ^f	5.0 ^f	5.5 ^f	5.2 ^f	5.4 ^f
政府消費 (%、前年比)	4.6 ^a	4.5 ^f	4.0 ^f	4.2 ^f	4.5 ^f	5.0 ^f
投資 (%、前年比)	6.7 ^a	5.5 ^f	6.0 ^f	6.5 ^f	6.2 ^f	6.3 ^f
輸出 (%、前年比)	6.5 ^a	2.3 ^f	3.3 ^f	5.7 ^f	5.9 ^f	5.9 ^f
輸入 (%、前年比)	12.1 ^a	3.8 ^f	3.8 ^f	6.5 ^f	6.9 ^f	8.0 ^f
インフレーション (%、前年比)	3.2 ^a	3.4 ^f	2.9 ^f	3.9 ^f	3.3 ^f	4.7 ^f
IDR/USD為替レート (年度末)	14,482 ^a	14,249 ^f	14,382 ^f	13,922 ^f	13,641 ^f	13,441 ^f

^a実績 ^f予測

Source: EIU, 2019

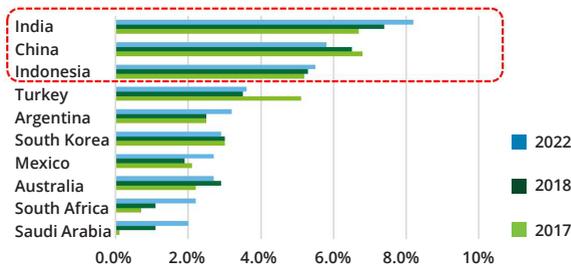
投資環境の改善と経済成長の促進のため、政府は政策改革・追加的な優遇措置・規制緩和措置を国内・国外の双方の投資家に対し発信し続けている。ジョコ・ウィドト(通称ジョコウイ)大統領の第一期での最も注目すべき経済改革は、16の経済政策パッケージである。例えば、2017年には主要な港の滞在時間を平均2.9日から2日に減少すること、単一の申請システムを利用しビジネスライセンスや許認可の発行プロセスを簡素化することに焦点を当てた2つのパッケージが発表された。また労働市場の柔軟性を高める、長らく存在していた貿易や外国投資に対する保護主義的な制度の廃止などにみられるような重要な構造的な経済政策改革が行われた。より多くの実質的な外国直接投資を引きつけ、それらをサポートするインフラを整備すれば、インドネシアは工業製品の輸出を加速させることができる可能性がある。2019年7月、インドネシアは一定の研究開発活動やスキル向上のためのトレーニングセンター(職業訓練含む)の設立、労働集約型産業への新規

投資・拡大に対する減税策(政府規制No. 45/2019)を発表した。

自動車産業においては、ジョコウィ大統領はバッテリーベースの電動自動車の促進プログラムに関するロードマップを制定する大統領令(大統領令No. 55/2019)を発令した。この規制は電動自動車の分類、電動自動車用のバッテリーのための国内部品供給の水準、電動自動車の製造会社に対する規制などの様々な課題に対処するために設定された。

インドネシアの2018年名目GDPは2017年の1兆150億USDから5.2%上昇し1兆420億USDに達し、1人当たりGDP(PPP: 購買力平価)は6.1%上昇している。インドネシアは、2005年から2025年までの20ヵ年長期国家開発計画(RPJPN)に基づき、2025年までに中等所得国と同水準の1人当たり所得を達成することを計画している。GDPに最も貢献しているのはサービス業であり、GDP合計の45.4%となっている。

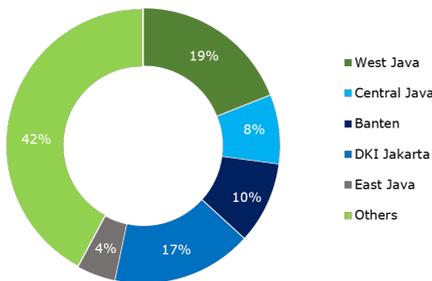
IMFによるG20加盟国の実質GDP成長率 予測トップ10



IMFはインドネシアの2019年のGDP成長率を5.2%と見込んでおり、これはG20加盟国の中でインド、中国に次ぐ3位の水準である

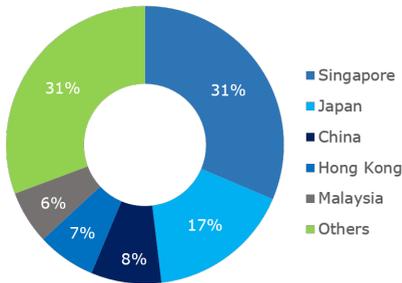
Source: International Monetary Fund; G-20 Surveillance Note, June 2019

2018年FDI (外国直接投資) 州別



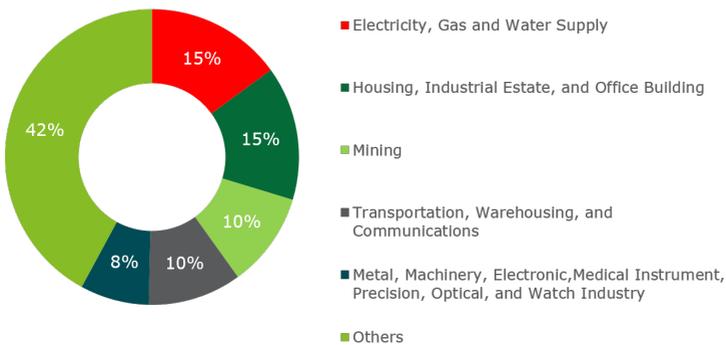
Source: BKPM, 2019

2018年FDI (外国直接投資) 国別



Source: BKPM, 2019

2018年FDI (外国直接投資) セクター別



Source: BKPM, 2019

2. 人口分布

インドネシアは34の州で構成され、16,056個の島々と2億6,500万人の人口を有し、人口は世界第4位である。2億6,500万人の人口によるアドバンテージとしては以下の点が挙げられる。

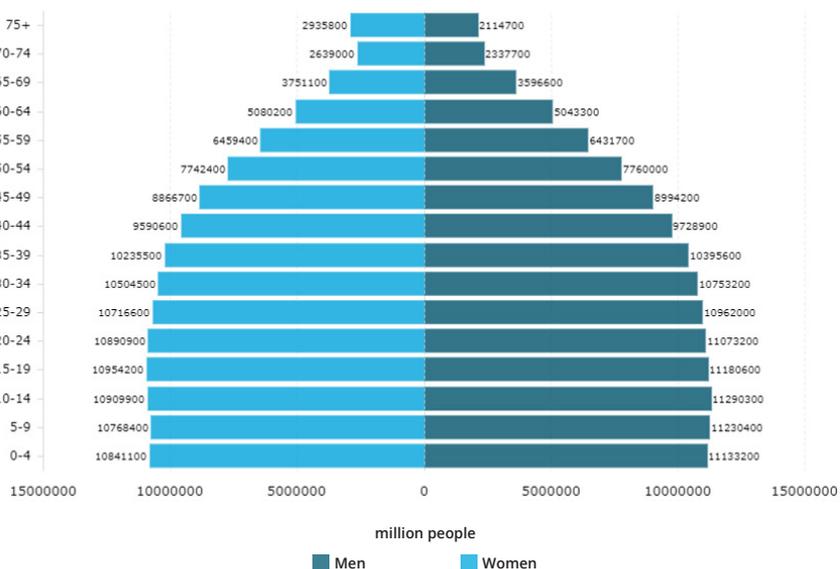
- ・ 人口の60%以上が20歳から65歳であることから、従属人口指数が低く、高い識字率をもった労働人口が非常に多いこと
- ・ 人口の52%が都心部に住んでいること
- ・ インドネシアの人口は東南アジアの10ヶ国全体の39%を占めていること

Trading Economicsによると、2018年のインドネシアの労働力率は2016年の69.02%から69.2%へ増加している。しかし、2019年7月時点では67.5%まで下落している。インドネシアはまた大規模な消費者基盤を抱えており、消費が急速に拡大するとみられる。中

所得者層がインドネシアで拡大しており、毎年700万人が中所得者層に加わる見込みである。前年度は消費支出の成長率は第3四半期から第四四半期にかけて増加(8.27%から8.37%)し、2019年は第1四半期は7.89%からスタートしたものの、第2四半期は8.63%、第3四半期は8.74%まで増加している。

The Population of Indonesia based on age and gender (2019)

Source: Ministry of National Planning Agency (Bappenas), 2018



Source: 2018 © Datebooks, Katadata Indonesia

3. 投資環境

インドネシア経済の成功は主として中所得者層の増大と安定的な経済成長に起因する。インドネシアは次世代新興国 MINT(メキシコ、インドネシア、ナイジェリア、トルコ)の1つであり、人口統計的観点からも、長期的に投資家にとって最も魅力的であることを示唆している。

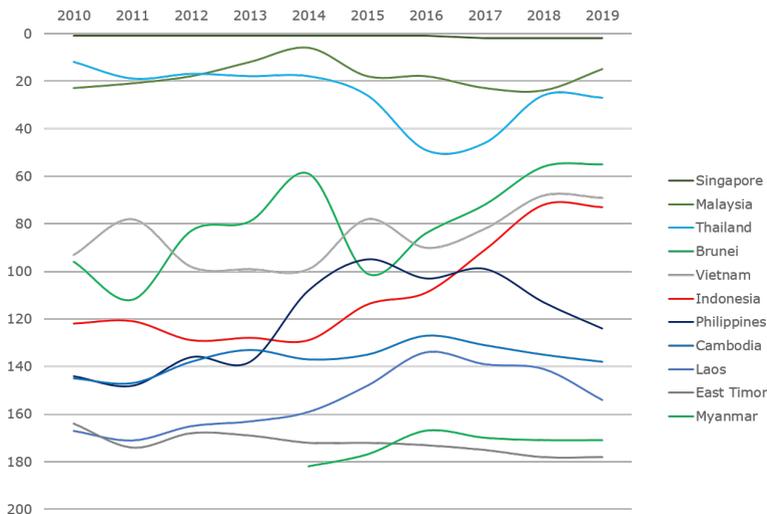
tradingnews.comによると、インドネシアの対GDP 債務比率は2019年7月末で29.8%であり、アジアの主要国(インド:68.3%、マレーシア:51.8%、中国:50.5%、フィリピン:41.9%、タイ:41.8%)の中では最も低い水準である。インドネシアは高い評価を獲得し続けており、2001年には世界金融危機以来初めてインドネシアのソブリン債が3つのメジャーなグローバル評価機関全てから投資適格として格付けされた。スタンダード&プアーズ(S&P)はインドネシア国債の格付けを2017年5月にBBB-/stableに引き上げ、2018年はその格付けを維持、2019年5月にはさらBBB/stableに引き上げている。これらの評価はインドネシアのグローバルな経済危機に対する回復力、政府及び外部の信用改善、そして国内の改革に対する政治問題への対応力が反映されている。

Rating Agency	Rate	Outlook
Fitch Rating	BBB	Stable
Moody's	Baa2	Stable
Standard and Poor's	BBB	Stable

Source: Ministry of Finance, 2019

しかし、世界銀行により評価されたビジネス環境ランキングでは、インドネシアは190カ国中2018年の72位から2019年は73位に下がっている。

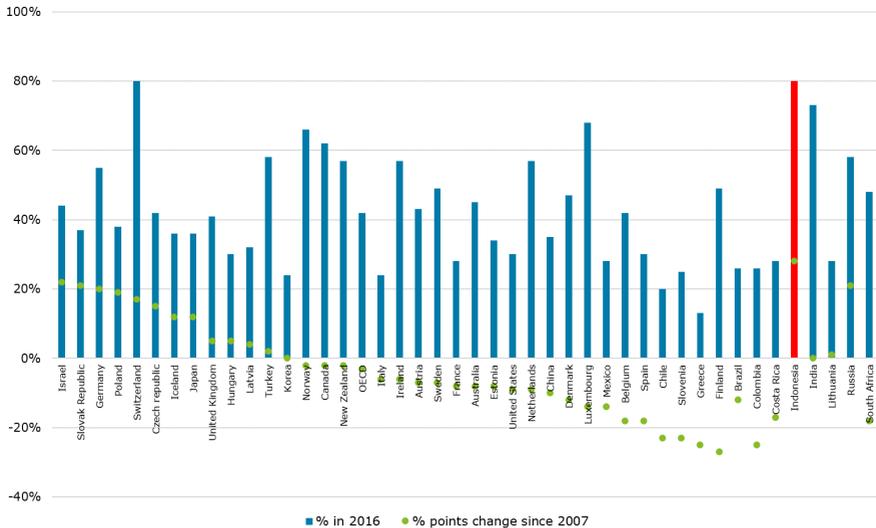
2010年-2019年の東南アジア諸国のビジネス環境ランキング推移



Source: World Bank Doing Business 2019

2017年のOECDレポートでは、インドネシアにおける政府への信用度はOECD諸国平均が42%である中、最も高くなっている。

政府への信用度 2016年実績及び2007年からの変化



Source: OECD Government at a Glance 2017

4. 産業の概要及び見通し

インドネシア経済は全ての主要な分野が重要な役割を担っており、非常にバランスの良い構造となっている。農業は歴史的に雇用や生産高の面で最も規模が大きい。また、インドネシアは過去40年にわたって採掘されてきた豊富な鉱物資源があり、インドネシアの国際収支に大きく貢献している

インドネシアの貿易経済は多岐に渡っている。石油・天然ガスはインドネシアで最も輸出量が多い分野で、次に石炭(及びその他の鉱物)、椰子油、農産物、電気機器、鉱物燃料、水産物の順である。インドネシア政府は以下のように主要な生活必需品の生産量を増加される計画をしている。しかし、最近のコモディティ価格の下落により、インドネシアは貿易戦略を見直し、より付加価値の高い産業(製造業や製錬業)やインフラストラクチャーの開発に注力しなければならない。さらに、インドネシア政府は国内消費目的かつ高い輸入依存を減らす目的で、主要なコモディティの生産を増やすことを計画している。

政府は電子商取引(イー・コマース)に関し、複数の産業を国内及び海外の市場に結びつける大きな可能性を見出している。また、ジョコウィ大統領は、中小企業(SME)がグローバルなバリューチェーンに参入するためのオープンアクセスを可能にするデジタル経済市場を推進するために、アリババグループのジャック・マー氏をアドバイザーとして任命した。

2014年から2019年の政府の投資戦略計画およびインドネシア国家開発企画庁(Bappenas)による2020年から2024年の投資戦略計画のドラフトによれば、インドネシア政府は下記の複数の事業分野に新たな焦点を当てている。

インフラストラクチャー 		35ギガワットの発電能力	24の港湾施設	スマトラ横断有料道路とパプワ有料道路	高速鉄道
農業 		農園	とうもろこし	牛	米
工業 	Labor-intensive	繊維	食糧・飲料	家具	玩具
	Import-substitution	化学及び医薬	鉄鋼	部品	石油及び再生可能エネルギー
	Export-oriented	電機	パーム原油及び派生製品	木材、パルプ及び紙	自動車
		機械	ゴム製品	海産物	海老
Downstream industry of natural resources	カカオ	砂糖	製錬	鋳業	
海洋 		造船	漁業	冷凍倉庫	海洋技術
観光、経済特別区 (SEZ)、及び工業団地 		8の戦略的観光地	マイス(MICE)	13の経済特別区 (SEZ)と4の新規プロジェクト	9の工業団地と10の新規プロジェクト

インフラストラクチャー分野

ジョコウィ大統領はインドネシアの列島の接続性を向上させ、東西のバランスの取れた成長を促進することを計画している。政府は高い物流コストを削減するために、西と東の島の間の主要回廊の港を通じたインドネシアの列島を結ぶ“海道料金”概念を導入した。さらに、政府はジャワ島だけでなく、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ、パプアにも焦点を当て、道路、高速道路、空港、鉄道の建設を計画している。

インフラ整備の更なる開発は中国の新たな改革と海外展開の影響を受けている。その中心となる戦略は、外交政策と国内経済戦略の両方を含む一帯一路のイニシアチブ (BRI) である。当初は地域インフラ・プロジェクトのネットワークであったが、その範囲は拡大を続けており、現在はインドネシアを横断してアジア大陸全体で強化された政策協調が行われる予定である。ジャカルター・バンドン間的高速鉄道はインドネシアにおける中国初のマイルストーンプロジェクトであり、運輸省の許可を得て車線を増やす予定である。

5. 地域別の概要

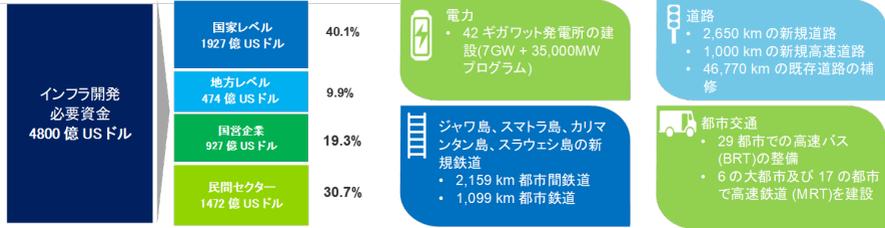
新たな事業分野への投資または拡大を検討している方々への参考に、上位10の州における地域別の年間GDP及び外国投資に関連する指標を下記の通り提示する。



2015 - 2019

- 海の通行料の概念 - 世界の海洋軸
- 24ヶ所の新規戦略的な港湾建設
- 船舶の追加 (新規貨物船、輸送船、運搬船)
- 60ヶ所の交差ポート開発

- 15の新規空港開発
- PPP(官民連携)を通じた10ヶ所の空港での航空貨物施設の建設
- 新規航空機を20機増加



Source: Ministry of Transportation RI, May 2016

人口分布上位10地域

州	州都	面積 (平方 km)	島の数	地区の数	町の数	人口 (千人) (2018)
ジャカルタ首都特別州	ジャカルタ	664.0	110	1	5	10,467.8
西ジャワ州	バンドン	35,377.8	30	18	9	48,683.8
中部ジャワ州	スマラン	32,800.7	72	29	6	34,490.8
東ジャワ州	スラバヤ	47,799.7	431	29	9	39,500.9
バンテン州	セラン	9,662.7	81	4	4	12,689.7
リアウ州	プカンバル	87,023.7	161	10	2	6,814.9
北スマトラ州	メダン	72,981.2	232	25	8	14,415.4
南スマトラ州	パレンバン	91,592.4	23	13	4	8,370.3
東カリマンタン州	サマリダ	129,066.6	419	7	3	3,648.8
南スラウェシ州	マカッサル	46,717.5	314	21	3	8,772.0

Source: BPS 2019

GRP (域内総生産) 上位10地域

US\$ mn

州	2015	2016	2017	2018	% Total 2018
ジャカルタ首都特別州	143,778	162,036	177,806	179,546	17.4%
東ジャワ州	122,500	138,065	148,950	151,923	14.7%
西ジャワ州	110,558	122,997	131,755	138,112	13.1%
中部ジャワ州	73,510	81,276	87,565	89,773	8.5%
リアウ州	47,292	50,785	52,056	52,156	5.0%

北スマトラ州	41,444	46,769	50,462	51,184	4.9%
東カリマンタン州	36,380	37,740	43,707	44,066	4.2%
バンテン州	34,646	38,429	41,636	42,463	4.0%
南スラウェシ州	24,773	28,223	30,903	31,927	3.0%
南スマトラ州	24,119	26,453	28,309	28,984	2.8%
合計	659,000	732,774	793,148	810,134	77.0%

Source: BPS 2019

FDI(外国直接投資額)上位10地域

US\$ mn

州	2016	2017	2018
ジャカルタ首都特別州	3,398	4,595	4,857
東ジャワ州	1,941	1,567	1,333
西ジャワ州	5,471	5,143	5,573
中部ジャワ州	1,031	2,373	2,372
リアウ州	869	1,061	1,032
北スマトラ州	1,015	1,515	1,227
東カリマンタン州	1,140	1,285	587
バンテン州	2,912	3,048	2,827
南スラウェシ州	373	712.8	617
南スマトラ州	2,794	1,183	1,078
上位10州合計	20,942	22,482	21,503
FDI合計	28,964	32,240	29,307

Source: BPS 2019

FID(外国直接投資)プロジェクト数上位10地域

州	2016	2017	2018
ジャカルタ首都特別州	6,751	8,803	6,499
東ジャワ州	1,473	1,750	1,441
西ジャワ州	5,369	5,309	4,713
中部ジャワ州	1,054	955	801
リアウ州	394	285	252
北スマトラ州	688	564	491

東カリマンタン州	466	340	275
バンテン州	2,161	2,479	1,895
南スラウェシ州	309	196	191
南スマトラ州	251	261	239
上位10州合計	18,916	20,942	16,797
FDIプロジェクト数合計	25,321	26,257	21,972

Source: BPS 2019

月額最低賃金 上位10地域

US\$

州	2016	2017	2018
ジャカルタ首都特別州	230.7	247.5	256.4
東ジャワ州	N/A	102.4	104.2
西ジャワ州	167.5	104.8	106.6
中部ジャワ州	81.9	100.8	102.6
リアウ州	155.9	167.2	170.2
北スマトラ州	134.9	144.7	147.2
東カリマンタン州	160.9	172.6	175.6
バンテン州	132.8	142.5	144.9
南スラウェシ州	167.5	179.7	182.9
南スマトラ州	164.2	176.2	179.3

Source: BPS 2019

6. 法律および政治制度

民法の歴史および段階的な改革

インドネシアの法制度は、インドネシア独立宣言まで約350年間にわたり存在していたオランダ植民地時代の法律や慣習に由来している。独立時代は政策変更、議会制民主主義からより集権化された「指導性民主主義」への移行、オランダ企業の国有化、オランダ国民のインドネシアからの追放といったことに特徴付けられる。

スハルト大統領時代（いわゆる「新秩序」時代）、インドネシア政府の外国人に対する態度は大きく変わり、国際的な投資家に経済の発展を促す大幅な法改正を含む一連の優遇政策が実行された。これらの取り組みは多くの領域で成功したと判断されている。

アジア通貨危機（1997年/98年）を受けて、インドネシア政府は重要な政治組織および法律組織を各州や都市に配置した。これは政府機関の改善、汚職の減少、国の財政および金融政策の発展、その他の政策の目標を達成するための広範囲にわたる法改正の再開であった。この改正期間にインドネシアは独裁国家から民主国家への移行にも成功し、1999年、2004年、2009年、2014年、2019年（ジョコウィ大統領が再選した）に選挙が行われた。次回の大統領選挙は2024年に実施される予定である。

これらの一連の改革に関わらず、多くのインドネシアの法律や規制は依然としてオランダ

植民地時代のものが元となっている。これは独の時点で有効であったもので、廃止されるか新たな法律・規制に代わるまでは有効であり続けている。例えば、インドネシアの民法は契約や商業行為に関する多くの一般的な権利義務について、インドネシア法の基礎を残し続けている。

インドネシアにおける法規制の構造

インドネシアにおける法規制の階層構造は以下のように整理できる。

- a. 1945年インドネシア共和国憲法: 国や立憲的な取り決めにおける基礎として機能するもの
- b. 議会令: 国民協議会の決定方針を記載するもの
- c. 法律あるいは法律に代わる政府規制、1945年インドネシア共和国憲法により統治される項目を規制するもの
- d. 政府規制: 法律を導入するもの
- e. 大統領令: 法律あるいは政府規制によって義務付けられた項目をカバーするもの
- f. 州令: 関連する州の地方自治・法律・政府規制・大統領令を導入するもの
- g. 県/市町村規制: 地方自治や、関連する県/市に関する法律・政府規制・大統領令の原則を導入するもの

上述の階層構造は、法律や規制の間で対立が生じた場合にどの法規制が優先されるかという問題を解決する際に用いられる。

また、インドネシア法においては上記階層構造には明示されていない、条約、慣習、判例、法律専門家の意見といった法源も認識されている。判例や法律専門家の意見は、法務当局を拘束する法源ではなく、法律の適用に関してのみ参照される。

国家統治システム

インドネシアは大統領制の共和制であり、独立した議会、司法組織を有する。国家統治システムの主な構成要素は以下の通りである。

- ・ インドネシア共和国大統領: 5年おきに選任され、国家元首、政府長官、内閣長官、かつ、インドネシア国軍の最高司令官である。
- ・ 国会: 大統領を弾劾する権限を持つ、最上級の代表組織であり立法府である。国民議会(DPR)と地方代表会議(DPD)の2院から構成される。全ての立法行為はDPRで承認される必要があり、またDPRは行政機関を管轄する。DPDの権限は地方自治に関する事項、中央政府と地方政府間の関係、地方行政単位の形成・拡大・合併、天然資源やその他の経済資源の管理、中央政府と地方政府間の財政収支に関する請求などに限られる。
- ・ 最高裁判所: インドネシアにおける最上級の司法組織である。最高裁判所の判事は大統領が任命する。全ての民事紛争は第一審で地方裁判所、第二審で中間控訴裁判所である高等裁判所、第三審で最高裁判所により審議される。その他の司法機関としては、破産と倒産、知的財産権の対処をする商業裁判所、政府に対する行政法の事案の対処をする行政裁判所、法律の合法性、政党の解散、総選挙、政府機関の権限等の対処をする憲法裁判所、特定の宗教での事案に対処する宗教裁判所が存在する。
- ・ インドネシア内閣: 大統領により任命されるインドネシア内閣は、調整大臣、部門大臣、國務大臣、及び特定の非大臣職(司法長官、内閣官房長、インドネシア軍の指

揮官、インドネシア警察長官、インドネシア銀行総裁)によって構成される。国務大臣と部門大臣はともに割り当てられたエリアに対する特定の規制当局のある省庁を率いている。

- 国家省庁・機関: インドネシアの法律と規制の導入は、特定のセクターに対する権限(石油天然ガス産業を規制する権限等)や特定のエリアに対する権限(土地利用を規制する権限等)を持つ多くの省庁等により策定、実行される。商業省や工業省など規制当局の中には複数のセクターに対する権限を持つところもあり、また複数の権限が重複していることも一般的に存在する。省庁は総局に細分化され、総局は一部の責任に対してのみ特定の権限を持つ。

省庁に加え、政策の策定、監督、実行を実施するうえで重要な役割を果たす様々な国家機関等が存在する。

これらの組織における報告ラインは様々である。大統領に直接報告されるものもあれば、大臣に報告されるもの、議会に報告されるものもある。一般的に、様々な国家機関は本部をジャカルタに置いているが、地域事務所を置いている場合もある。このような地域事務所は、同地域で運営されている地方政府の事務所とは異なるものとみなされる。

地方政府と地方自治

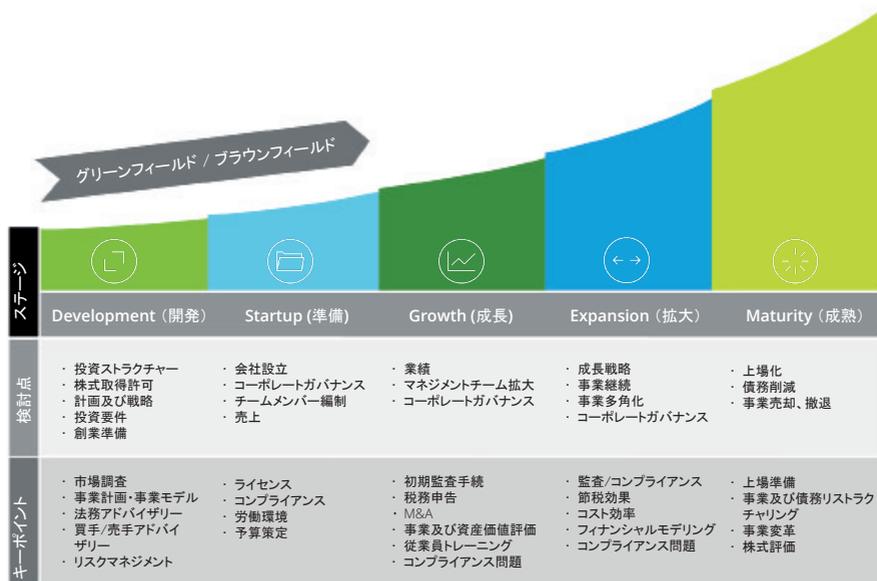
地方政府とは、インドネシアの州政府と県/市政府の両者を指す。インドネシアは34の州から構成される。各州は独自の県議会と知事を置いている。各州は県及び市に細分化され、それぞれ独自の議会と行政長官(それぞれ県長と市長)を持っている。ほとんどの面で、県と市は州から法的に独立している。地方政府の長は、地方議会の承認を条件として、中央政府から独立した地方規制を制定する権利を有している。

インドネシアは1999年に可決され2014年に改正された法律に基づいて地方自治を確立した。当該法律の下、中央政府と地方政府は、中央政府のみが権限を有する外国、防衛、司法、宗教、財政に関する方針を除いて全ての事項について規制する権限を共有している。

また、いくつかの法律や規制では、特定のセクターや事項に関する権限を国レベルで保持されることが規定されている。もし国の法律と地域の法律に矛盾がある場合には、インドネシアの法階層において上位に位置する中央政府の制定した法律が地方の法律より優先される。

B. 投資のステージ

組織の進化の5つのステージ



C. インドネシアのビジネスにおける法律および規制の概要

1. 事業の開始(ジョイントベンチャー)

インドネシアは若い労働力、豊富な天然資源及び拡大する国内市場を持っているため有望な投資先となっている。インドネシア政府はインドネシアの天然資源開発のための特定のスキームや公的インフラ予測などを含む外国投資家への投資機会の拡大によって、より多くの投資意欲を引きつける働きかけを行っている。政府が外国投資を促進させようと意欲的な一方で、外国直接投資に対しては現地ビジネス・雇用・商品やサービスの保護や、最低限の国内投資家所有比率の要請など様々な規制が存在する。

駐在員事務所

駐在員事務所の設立はインドネシアへ進出したい外国投資家にとって実行可能な選択肢となりうる。一般には以下の3つの形態の駐在員事務所が存在する：

- 外国企業駐在員事務所
- 商事駐在員事務所
- 建設駐在員事務所

外国企業駐在員事務所と商事駐在員事務所

外国企業駐在員事務所の設立においては、インドネシア投資調整庁(BKPM)へ申請種類を手作業で(ハードコピーで)提出する必要がある。一方、商事駐在員事務所の設立申請はオンライン・サブミッション・システム(OSSシステム)と言われるオンラインシステムにより可能である。両形態ともに、主たる外国企業の利益獲得のための市場調査や販促活動、関連会社との協業やその他の非営利活動への従事を意図している。これらの駐在員事務所は商品を購入したり契約を締結したりすることが可能だが、インドネシアでの事業活動に従事することにより直接利益を得ることは制限されている。

建設駐在員事務所

外国の建設会社(BUJKA)は、潜在的な案件への入札参加や建設サービスを行うために、建設駐在員事務所(BUJKA RO)をインドネシアで開設することが出来る。建設駐在員事務所は利益を創出するという点で、通常の外国企業駐在員事務所や商事駐在員事務所とは異なる。

建設サービスの提供に先立って、建設駐在員事務所はOSSシステムを通じて建設駐在員事務所ライセンス(IPBUJKA)を公共事業省から取得する必要がある。建設駐在員事務所は高リスク、高度な技術及び/あるいは高コストの建設サービスのみ実施することが出来る。加えて、建設駐在員事務所は、いかなる建設サービスを実行する場合も国内の建設会社(BUJKN)とのジョイントオペレーションを組成しなければならない。建設業務の構成割合は合併パートナーとしてのBUJKNによって、以下の通り決定されなければならない：

- a. 建設業務および統合型建設業務に関しては、最低30%の業務はBUJKNによって実行されなければならない、また50%の業務はインドネシアにおいて行われなければならない

らない。

- b. 建設コンサルティング業務に関しては、最低50%の業務はBUJKNIによって実行されなければならない、また全ての業務はインドネシアにおいて行われなければならない。

株式会社

投資という観点において、インドネシアの会社は以下のように区分される：

- ・ 外国投資企業(PMA)：少しでも外国資本が含まれる、財務的及びその他の投資インセンティブの権利を有する、法務人権省(MOLHR)およびOSSシステムに登録される、OSS機関(現在はBKPMにより運営されている)及び/またはその他の関連当局からライセンスを発行される。
- ・ 内資企業(PMDN)：内資の株主のみである、財務及びその他の投資インセンティブの権利を有する、法務人権省(MOLHR)およびOSSシステムに登録される、OSS機関(現在はBKPMにより運営されている)及び/またはその他の関連当局からライセンスを発行される。

実務的には、インドネシアにおいて外資が認められている事業活動を開始しようとする外国企業はPMAを設立するか、インドネシアの会社の株式を取得している。さらに、石油・天然ガスの上流ビジネス・建設業など限られた領域では外国企業はインドネシアで事業を行うために認可が必要となる。

国営企業

インドネシアには2つのタイプの国営企業(BUMN)が存在する。

- ・ Persero:51%以上の株式を中央政府が保有する株式会社であり、利益獲得のための商業活動に従事する。
- ・ Perun:(株式資本の発行なしで)中央政府が全て保有し、公的サービスを提供することが目的である。

しかし、実務的には、これらの2つの境界は不鮮明なものとなっている。

地方公営企業

地方政府は地方公営企業(BUMD)を設立する権利を有する。実務上、2種類の地方公営企業があり、1つは利益目的のもので、もう一つは公的機能を実行する会社である。

公共サービス機関

中央あるいは地方政府組織の中にあるオフィスあるいはワーキングユニットは、公的サービスを商品やサービスの販売という形で非営利ベースで提供するために、公共サービス機関(BLU)を設立する。BLUの例としては、インドネシア投資機関(PIP)や、ジャカルタ市内のバス交通システムを運営するトランスジャカルタが挙げられる。

ネガティブリスト

2016年5月12日、ジョコウィ大統領は一定の条件の下での投資の開放/閉鎖事業セクターリストに関する新大統領令No. 44/2016を発令した(2016年ネガティブリスト)。2016年ネガティブリストは大統領令No. 39/2014により規定された前回のネガティブリストを改定したものである。外資に開放された事業セクターあるいは外資から完全に閉鎖された事業セクターは、一義的には2016年ネガティブリスト(あるいはDNIとして知られる)により特定

される。DNIにより特定されていない事業セクターは、DNI以外の法律や規制がない限りは、一般的には制限なく開放されるものとみなされる。DNIにより外国投資に課される条件には、最大外資比率、現地パートナーの要請、中小・零細企業に対する特定分野の保護、特別ライセンスの義務付けなどが含まれる。DNIは一般的にインドネシア標準産業分類(KBLI)に基づいて事業セクターを認識している。KBLIはとりわけ英国の国際標準産業分類(ISIC)とアセアン共通産業分類を参照して発達してきた。KBLIは定期的に更新され、現状の最新版は2017年3月に発行されたものである。

BKPMは自身のレビューおよび登録・承認手続きの一部として、予定された投資に対する適切な事業セクターを決定する。予定された事業活動の中には、複数のカテゴリーに該当するあるいはいずれのカテゴリーにも該当しない場合など、DNIもしくはKBLIの1つのカテゴリーに明確に当てはまらない場合がある。このような場合には、投資家は正式に登録する前に、初期的にBKPMからアドバイスを受けることができる。

DNIの制約に加えて、法律・規制により一定の事業セクターにおける外国投資に関して制限や条件が課される。このような条件は外国企業に対する特別な許認可、生産能力や生産量への要請、あるいは人的な要請が含まれる。これらを踏まえ、予定された外国投資の法的な実現可能性は、DNIおよび適用されるセクターの規制の両面から評価すべきである。

ノミニー行為の禁止

法律No. 25/2007 投資(2007年投資法)では他者の利益のために会社の株式を保有する行為は厳しく制限されている。このような行為は法律により無効とみなされる。この制限はPMAと内資会社の両者に適用される。しかし、ノミニー行為を制限する主な目的は、国内の者が外国投資家の代理で株式を保有することによる外国投資規制の回避にあると言える。

外国投資企業(PMA)の設立

外国投資家は、PMAを設立するために以下のステップを実行する必要がある：

- 公証前のPMA設立証書及び定款の作成；
- 電子登録システム(AHU Online)を通じた法務人権省への会社設立証書の公証プロセスおよび会社設立証書の官報での公告のアレンジ
- インドネシアの銀行口座の開設および資本金の預け入れ
- 居住証明書の取得(ジャカルタ首都特別州は除く)

会社設立手続きに続けて、会社は商業活動の開始・従業員の雇用・建設の開始・資本財の輸入やその他の活動の実施を可能にするために様々なライセンス・認可・承認を取得する必要がある。これらには事業基本番号(NIB)も含まれ、この事業基本番号は会社登録証(TDP)、輸入ライセンス(API)および税関アクセスとしても機能する。

2007年以前は、現在は廃止されているBKPMの初期ライセンスは、PMAの株式の一部を一定期間後(一般的には商業活動開始から15年経過後)にインドネシアの株主に譲渡することが求められていた。2007年投資法はPMAに対するこのダイベストメント義務を除外した。しかし、2007年投資法の公布前に設立されたPMAや規制産業(例えば採鉱など)を運営する会社は引き続きダイベストメント義務の対象となっている。

BKPM規則No.5/2019は投資ライセンスやファシリティに関するガイドラインや手続きを定めたBKPM規則No.6/2018の改正に関するものだが、このBKPM規則No.5/2019ではPMAは以前の承認・ビジネス上の許認可に定められていたダイベストメント義務を果たすことを求めている。当該株式はインドネシア市民もしくは100%インドネシア人が保有する会社のみ売却することが認められる。当該売却には株式の直接売却とインドネシアの証券市場を通じての売却の2つの方法がある。さらに、法務人権省の承認と現行の法律および規制の遵守を条件として、株式買戻しを実施する機会が与えられる。

このダイベストメント義務には例外規定があり、以下の要件を満たした場合にのみ適用される:

1. PMAが100%外国資本でない場合、既存のインドネシアの株主が株式の追加取得する意思がない旨に合意すること
2. PMAが100%外国資本の場合、株主は第三者のインドネシア人に株式を売却することに関するいかなるコミットメント/合意もないことを明言すること

PMA会社の設立および基本的な許認可の取得に関するタイムライン													
No	作業内容	1か月目				2か月目				3か月目			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1.	法人名の予約												
2.	会社設立証書のドラフト及び準備												
3.	会社設立証書の最終化及び実行												
4.	法務人権省による会社設立の承認取得、および官報による公告のアレンジ												
5.	OSSシステム上での投資データベース登録												
6.	事業識別番号(NIB)の取得(会社登録証、輸入ライセンス、税関アクセスの取得含む)												
7.	納税者番号(NPWP)の取得												
8.	銀行口座の開設(タイムラインや必要書類は銀行次第)												
9.	VAT課税事業者登録証書(SPPKP)の取得												
10.	事業ライセンスの取得(この時点では有効とはならない)												

PMA会社の設立および基本的な許認可の取得に関するタイムライン											
11.	事業ライセンス(オペレーショナル/コマмерシャルライセンス含む)の実行についてのコミットメントの達成(必要であれば)										
12.	事業ライセンスの取得(有効となる)										

注:実務上は、PMAの設立および全てのライセンスの取得にかかる期間は関連当局から求められる書類の入手状況による。登録はこれらの書類が完全に揃ったと当局に認められてからプロセスに入る。

インドネシア会社法

インドネシアの株式会社はインドネシア会社法に準拠する法人である。法務人権省により会社設立が承認され次第、株主の有限責任は有効となる。定款がサインされてから法務人権省による承認を取得するまでの間の期間においては、会社の創業者はパートナーと見做され、設立予定の会社の保有する義務に対して責任を負う。実務上は、新規設立会社は当局の承認が取得されするとすぐに、当該創業者の義務を受け入れることとなる。また義務の前提について設立して最初の株主総会で承認を得る。

インドネシア会社法は法人格否認の法理の考えを認めており、株主は法人の名の下に行う不正行為や不法行為に関して責任を負っている。株主はもし法人が法定機関としての要件を満たしていない;例えば株主が直接または間接的に、悪意を持って、個人の利益のために法人を利用した場合;株主が法人が行った不法行為に関与していた場合;株主が直接または間接的に、会社の資産を不法に利用し、その結果会社の資産が会社の負債を決済するのに不十分となった場合などには、株主は会社の行った行為に対して責任を負う。

コーポレートガバナンス

インドネシアの会社の活動は取締役会、コミサリス会、株主総会の3つの組織により統治される。取締役会は日々の会社経営に対して責任を持つ。コミサリス会は会社経営を監督し、取締役会に助言を行う責任を持つ。株主総会は、会社法や定款に規定される範囲内で、取締役会またはコミサリス会に与えられていない全ての権限を有する。

取締役会

取締役会は会社経営に関与する。取締役会は少なくとも1名(公的資金の収集・運用を行う会社を除く。公募社債を発行する会社あるいは上場会社の場合は、少なくとも2名の取締役が必要)により構成される。取締役会のメンバーには一定の任期があり、再任されることも可能である。もし(新任、取締役の変更、もしくは解任により)取締役会の構成が変わる場合には、取締役会は該当する新任、取締役の変更、解任の株主総会決議日から30日以内に法務人権省に報告しなければならない。

コミサリス会

コミサリス会は会社経営を監督する責任を持つ。コミサリス会は少なくとも1名により構成

される。コミサリスは全ての株主および取締役及びその他のコミサリス会メンバーから独立した立場の者から選定され、会社定款に規定される。コミサリスは一定の任期があり、再任されることも可能である。もしコミサリス会の構成が変わる場合（新任、コミサリスの変更、もしくは解任により）には、取締役会は該当する新任、コミサリスの変更、解任の株主総会決議日から30日以内に法務人権省に報告しなければならない。

企業の社会的責任

会社法およびその他の関連規定において、天然資源もしくは天然資源に関連する分野で事業活動を行う会社は毎年社会的・環境的責任（CSR）を果たさなければならない。また、このような会社はCSRプログラムの実行に関するレポートをアニュアルレポートに含め、当該CSRレポートを株主に開示しなければならない。

非公開会社における資本・株主構成

インドネシア会社法上、インドネシアの会社の最低授權資本金は5千万ルピア（約3,565USD）であり、少なくとも授權資本金の25%が実際に払い込まなければならないと規定されている。しかしながら、この要件は政府規定No.29/2016により更新されており、株式会社における最低授權資本金額は創業者の合意に基づき決定されることとなっている。また特定のセクターはそれよりも高い最低授權資本金額を課しており、BKPMはPMAIについて想定される投資額に応じてより高い資本金を求めている。PMAとしては、最低払込資本金額は25億ルピアあるいはそれと同価値のUSDが求められる一方、最低総投資額は1年分の運転資本・機械設備等、土地と建物を除いて100億ルピアあるいはそれと同価値のUSDと定められている。ファンディングリアライゼーションは（i）資本金、（ii）利益剰余金（ビジネス拡大に適用される）、（iii）借入から構成される。

資本金は現金および/または市場価格あるいは会社に関連しない専門家（評価専門家）に従い決定された合理的な価値に基づくその他の形態により払い込まれる。不動産の形で払い込まれた場合は設立証書の署名日もしくは株主総会による決定から14日以内に1社あるいはそれ以上の新聞により公表されなければならない。

会社の資本金は株主総会決議により増加でき、当該増資は法務人権省に報告されなければならない。増資のために発行された全ての株式は、最初に持分に応じて既存の株主にオファーされなければならない（新株優先引受権）。

会社はまた資本金を減額することも可能である。減資は株主総会の承認により実行される。取締役会は、当該株主総会決議について全ての債権者に、株主総会日から7日以内に1社もしくは複数社の新聞を通じて公表しなければならない。また公表から60日間は債権者は理由とともに当該減資への反対意見を文書により会社に提出することが出来る（その際、法務人権省にもコピーを送る）また会社は提出後30日以内に返答しなければならない。減資する際には、合わせて法務人権省の承認に基づく定款の変更も行われる。減資は株式の消却あるいは額面価額の減額のいずれかにより行われる。

インドネシア会社法は、全ての株式会社に対して最低2名の株主を求めている。会社の払込資本は、会社の所有量を反映したものである株式ごとに分けられる。

株式の価値はルピアで表示されなければならない、発行された額面価額を保有する。全ての発行済み株式は株主登録名簿に記録され、これは取締役会により管理される。また株主には株主であることを証明するものが与えられる（株券）。また、取締役会は会社の株

式、あるいは取締役会・コミサリス会のメンバーとその家族が所有する他の会社の株式について当該株式が取得された日付とともに、関連情報を含んだ特別な登録簿を管理している。株主には株主総会に出席し議決権を行使する権利があり(特定の株式に議決権を与えないことも可能だが)、また配当および清算時の残余財産の分配を受けることが出来る。

ジョイントベンチャー

外国投資家の関与するジョイントベンチャーは新規のPMAとして設立される(「グリーンフィールド」プロジェクトや新規ビジネスの場合)か、外国投資家が既存の会社の株式を取得することにより組成される。

ジョイントベンチャーの関与者は通常、定款の条件を補完するために合弁契約書あるいは株主間契約書を締結する。当該契約にはインドネシア会社法・適用される外国投資規定あるいは公共政策に関する事項により義務付けられている事項に反しない限り、特段の要件は定められていない。当該契約は、法律No.24/2009の要請により、2言語(英語およびインドネシア語)で記載されることがより一般的になっており、また(たとえ外国法条項の選択が強制可能である場合だとしても)インドネシア法が適用されることがより一般的になっている。一般にこのような契約には仲裁地の条項が含まれ、当事者はその地域の仲裁地を選択することが多い。

しかしながら、インドネシアの国営企業は国内仲裁(BANI)を誇示している。国内投資家により設立された既存のジョイントベンチャーを取得しようとする外国投資家は、既存の国内投資家間においては合弁契約書や株主間契約書がないことを知る可能性があるが、これは定款のみに従う方が都合が良いためである。

PMAを設立するために要する期間は近年短縮化傾向にはあるものの、当該手続は依然として他国と比較して時間を要するものであると言える。従い、合弁契約は会社の設立手続に適切に対処するものであり、また当事者間の当該手続に対する責任を適切に分配するものである。

2. 買収及び合併

インドネシア会社法は吸収合併、新設合併、買収、会社分割を規定している。吸収合併は一般に75%の株主の合意が必要である。いくつかの少数株主保護規定があり、特に株式売却価格は「公正」であることが求められている。存続会社が会社名およびマネジメントを維持しない限り、合併後の会社は新しい会社名とマネジメントを採用する。

株式会社の吸収合併では1つ以上の会社を1つの存続会社に統合する(同時にその他の会社を清算する)ことが可能である。新設合併では、2つ以上の会社を新会社に統合し、既存の会社を清算する。買収では、個人あるいは法人が全てもしくは一部の会社の株式を引き取り、結果として支配権が移転される。

法律No.5/1999独占的行為及び不公正な事業競争の禁止、KPPU規定No3/2019吸収合併または新設合併の検討、株式買収(競争法)に基づくと、会社は取引が以下の要件に該当する場合、買収及び合併を事業競争監視委員会(KPPU)に報告しなければならない:

- 関連する会社の資産額の合計が2.5兆ルピア超(全ての当事者が銀行の場合は20

兆ルピア超)

- ・ 関連する会社の売上高の合計が5兆ルピア超
- ・ 当該合併または買収を行う関連会社の間に資本関係がないこと

事業体は合併または買収が有効となった際(あるいは非公開会社に関して法務人権省から承認を得た際、もしくは公開会社に関してOJKからOJK規定No.74/POJK.04/2016に従い承認を得た際)には、KPPUに報告しなければならない。事業体はまた合併または買収が有効となる前に、取引が上記報告義務の要件に該当するかどうかについてKPPUに意見を求めることができる。

報告は合併または買収が有効となった日から30日以内に実施されなければならない。KPPUは事業体が報告義務を果たさなかった場合10億ルピア以上250億ルピア以下の罰金を課すことができる。

デューデリジェンス

インドネシアの会社に対してデューデリジェンスを行うことは、情報へのアクセスの困難性、公開情報の信頼性、法定企業文書、資産・資本あるいは土地所有権その他に関する阻害要因により、非常に困難であると認められている。インドネシアの会社は官報に定款を公示する義務があるとはいえ、情報公開の問題だが、取得可能な情報はしばしば不十分であり、とりわけ設立後の株式の移転記録については省略されていることがある。端的に言えば、(a)会社名、(b)株主、(c)取締役またはコミサリスの変更あるいは定款の変更は定期的に更新されておらず、公開情報は信頼できるものとは言えない。しかし、公開情報は負担及び先取特権を除き前述の事項に関する会社の履歴情報を確立することができるものである。

インドネシア企業に対してデューデリジェンスを実施することは、インドネシアで事業を行うために必要な数えきれないほどのライセンスや許認可や関連する報告義務により複雑化されている。これらの義務は主には性質上は行政上の事項と考えられるが、多くのケースではライセンスの失効を含む法律順守違反による罰則が見受けられる。さらに、ライセンスの条項にはライセンス保持者が実行すべき様々な義務や条件が課されており、これらが充足されているかはしばしば書面での証拠により確認できない。

非公開会社の買収

非公開会社の買収を実行するためには、主にインドネシア会社法と外国投資規制への準拠を検討する必要がある。一般に買収前に承認を得る必要があるが、対象会社の事業セクターによって必要となる承認が異なるという点が重要である。さらに、インドネシア会社法では会社の支配権の変更に関して多くの要求事項を課している。(公表要請や従業員への通達要請を含む)

海外買収者の買収対象会社が内資会社の場合、買収プロセスにはPMAへの変更が含まれる。この変更においては、新規のPMAを設立しようとする場合と同様の課題が発生する。これらの課題には、対象会社の事業活動がDNIIに基づき外国投資可能かどうか、その場合になんらかの制限が課されるかどうかの検討が含まれる。内資会社のPMAへの変更は買収を完了するための前提条件となる。

公開会社の買収

インドネシアの公開会社(末尾に”Tbk.”が付くことで知られる)の買収に関しては、インド

ネシア金融庁(OJKとして知られ、インドネシアの証券取引市場を規定している)の公布する規制に従う必要がある。また上場会社として、インドネシア証券取引所(IDX)のルールに従う必要がある。法的には、公開企業とは少なくとも300以上の株主を持ち、少なくとも30億ルピア以上の資本金を発行している会社、あるいは政府規制により規定された数の株主および資本金額を持つ会社と定義される。

公開会社の買収は会社法で言及されている関連規定にも従う必要がある。また銀行、保険、石油天然ガス等の規制産業の会社の買収においては追加的な規制面の要求が求められる。

公開会社の買収

インドネシアの公開会社(末尾に”Tbk.”が付くことで知られる)の買収に関しては、インドネシア金融庁(OJKとして知られ、インドネシアの証券取引市場を規定している)の公布する規制に従う必要がある。また上場会社として、インドネシア証券取引所(IDX)のルールに従う必要がある。法的には、公開企業とは少なくとも300以上の株主を持ち、少なくとも30億ルピア以上の資本金を発行している会社、あるいは政府規制により規定された数の株主および資本金額を持つ会社と定義される。

公開会社の買収は会社法で言及されている関連規定にも従う必要がある。また銀行、保険、石油天然ガス等の規制産業の会社の買収においては追加的な規制面の要求が求められる。

買収の定義

資本市場の規定では、公開会社の買収とは会社の支配権の変更が起こる直接または間接的な行為と定義されている。支配している者とは以下のように定義される：

- 会社の株式の50%以上を保有する者、あるいは
- 会社を直接または間接的にコントロールできる者(例えば、取締役やコミサリスの任命権または解任権を保有している、定款を変更する権限を有している等)

OJK規定No.9/POJK.04/2018公開会社の買収(OJK規定No.9/2018)によると、会社を直接または間接的に支配できる能力とは以下のようなものが証拠となる：

- 50%以上の議決権を保有していることを示す他の株主との契約
- 株主の権限として公開会社の財務及び営業方針を定款に基づきコントロールできることを示す文書/情報
- 大部分の取締役会及びコミサリス会のメンバーの任命または解任を決定することが出来ることを示す文書/情報
- 取締役会決議およびコミサリス会決議における過半数の議決権をコントロールするパワーを持つことを示す文書/情報
- その他、公開上場会社をコントロールする手段を示す文書/情報

会社法によるとインドネシアの会社の買収は既存株主からの株式の売買もしくは新規発行株式の引受(増資または株主割当発行)により有効となりうる。公開会社の場合、既に発行されている株式の売買は対象会社の支配株主との交渉もしくは任意公開買付により有効となる。支配株主との直接交渉による株式の売買取引の後には一般的に公開株に対する義務的公開買付が行われる。

交渉および開示

公開会社の買収は、典型的には潜在的な買収者と対象会社の支配株主（既存株式の取得の場合）または対象会社の取締役会（新規発行株式の取得の場合）との間の交渉から開始される。

公開会社の買収を目的とした交渉を開始し、当該交渉について開示することを決定した潜在的な買収者は、少なくとも1社のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また当該公表について対象会社、OJKおよび対象会社が上場している場合にはIDXに直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社およびOJKに直接報告される。

OJK規定No.9/2018の下で、当該公表には少なくとも以下の情報が含まれていなければならない：

- 対象会社の名称
- 想定取得株式数
- 想定買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、及び買収の理由を含む
- 潜在的買収者が既に保有している有価証券数（もしあれば）
- 支配の目的
- 潜在的な買収者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等（コンソーシアムとして活動等）
- 交渉に関する予定される手法や手続
- 交渉資料

もし交渉の公表の後、取引成立に至らなかった場合、関係者は交渉の終了について少なくとも1社のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また当該公表について対象会社、OJKおよび対象会社が上場している場合にはIDXに直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社およびOJKに直接報告される。

株主の合意

提案された取引条件は、法律や資本市場セクターの規制および会社の定款に基づき対象会社の株主の承認を得る必要がある。

定款でより高い基準が設定されていない限り：

- 公開会社の定款の変更、もしくは授權資本金額の増加には、株主総会に出席した有効議決権の3分の2の賛成が必要
- 買収、合併、実質的に全ての資産の負担または販売には、株主総会に出席した有効議決権の4分の3の賛成が必要

資本市場の規定では形式面や通知の要件を含む公開会社の株主総会の招集手続を指定している。

買収完了の公表

買収が成功した場合には、買収者は少なくとも1社のインドネシア語の全国紙もしくはIDXのウェブサイトを通じて買収について公表しなければならない。また取引完了後1営業日

以内にOJKに結果を報告しなければならない。JK規定No.9/2018に基づき、当該公表は少なくとも以下の情報を含む必要がある：

- ・ 取得した株式数、買取者に売却した株主名、1株辺りの買取価格、合計価格および合計持株比率
- ・ 買取者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、株主構成、コミサリス会と取締役会、資本構成
- ・ 買取の理由
- ・ 該当する場合、新支配株主が組織体であるという表明
- ・ 潜在的な買取者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等(コンソーシアムとして活動等)
- ・ 買取者の利益
- ・ 関係会社関係の内容
- ・ 当局からの承認に関する説明

義務的公開買付

公開会社の支配株主の変更においては、新支配株主は以下に該当する株式を除き、残りの株式について義務的公開買付を実施する必要がある：

- ・ 新支配株主が買取により取得する株式を保有する株主によって保有されている株式
- ・ 新支配株主が全支配株主との合意の下、別途同じ条件で買取オファーしている株式
- ・ 同時に義務的または任意公開買付を行っていた第三者(他の潜在的買取者)によって保有されている株式
- ・ 対象会社の少なくとも20%の株式を保有する株主によって保有されている株式
- ・ その他の支配株主によって保有されている株式

新支配株主は義務的公開買付について、買取完了の公表から2日以内に必要な関連資料とともにOJK及び対象会社に報告する必要がある。さらに、OJKから追加の情報提供及び/あるいは初期的な報告の修正を求められた場合には、依頼を受けてから5営業日以内に追加情報及び/あるいは修正情報を提出しなければならない。OJKは初期的な報告内容を確認し、新支配株主が当該情報を公に開示してよいかを決定する。新支配株主はOJKから当該情報を開示してよいと言う書面による確認を受け取ってから2営業日以内に、インドネシア語の全国紙を通じて義務的公開買付を公表する必要がある。

義務的公開買付の公表の後、対象会社の株主は30日間で提示された価格でのオファーを受けるか拒否するかを決定する。株主による承認プロセスは規定により禁止されており、全ての株式の移転および支払いが買手及び売手それぞれの証券会社または証券保管銀行を通じて行われる。

買付者はオファー期間内(義務的公開買付の公表から30日)にオファーを受け入れられた株式は全て取得しなければならない。また買付者は買い付けが成功した場合オファー期間終了から12日以内に支払いを完了する必要がある、そうでなければ承認は失効する。

創業者及び株主: 会社法では2人以上の株主が常に必要であり、2人の個人や2つの法人、または一定の事業ではその組み合わせでも良い。株主の債務は出資額までに限られる。

浮動株の要件

少数株主の最低出資率は1%(外国株主)及び5%(ローカル株主)、最低払込資本は1千万ルピアである。

任意公開買付

任意公開買付は、潜在的買取者が対象会社の支配株式を株式購入またはその他の株と交換可能な有価証券により取得するための、代替的手段である。

オファーは全ての者(既存株主か否かを問わず)により実施可能であり、また一般的にはメディア、すなわち新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・その他の電子メディア・レター・ブrouシユア等を通じて行われる。任意公開買付を行うおうとする者は対象会社・OJK・既に任意公開買付を同じ対象会社に対して行うことを公表しているが完了していない第三者、上場企業の場合IDXに義務的公開買付を行う旨を伝達する必要がある。

加えて、任意公開買付を行うおうとする者は、OJKへの任意公開買付表明の提出と同日に、少なくとも2社のインドネシア語の新聞(うち1社は全国紙)を通じて公表する必要がある。

任意公開買付表明は以下の要件のいずれかを満たしたタイミングで有効となる:

- OJKが書面による承認を発行した場合
- 任意公開買付表明がOJKに提出されて15日を経過後、OJKによる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合
- 任意公開買付表明についてOJKの依頼により変更があった場合、変更版がOJKに提出されて15日を経過後、OJKからさらなる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合

任意公開買付は任意公開買付表明が有効となってから2営業日以内に開始されなければならない。任意公開買付の期間は少なくとも30日間であり、OJKの承認がない場合を除き90日まで延長することが出来る。

任意公開買付は義務的公開買付と同様の手続により完了される。

3. インフラストラクチャー

インドネシアは大きなインフラ需要があり、民間投資の促進やインフラ発注手続きの透明性の増加のための大規模な法務制度改革(アンバンドリングやリベラル化を含む)が行われている。様々な取り組みの中で、インドネシア政府は官民連携(PPP)プログラムを策定し、足元では多くのプロジェクトが進められている。

インドネシアの法や規制に基づき、インフラはセクターや性質別(例えば道路、鉄道、電力、電信、水道供給、固形廃棄物等の衛生など)に区分管理され、セクターごとに特定の省庁や規制当局により管轄されている。国営企業もまたこれらのセクターでは重要な役割を担っている(ただし、多くの場合では国営企業が享受してきた法的な独占や準規制力が失われ、民間セクターが国営企業とのジョイントベンチャーを締結することなくインフラ開発に参入している)

発注規制

インドネシアの公共事業の発注ルールは、発注プロセスの改善と地方自治の原則の下で

の地方の財政当局の発展という2つの観点から広範な改革のテーマとなってきた。規制は全部及び一部を国または地方から税源予算が出ているような中央及び地方政府、国営の法的組織(国立大学等)、国営企業もしくは地方公営企業などによる商品やサービスの調達に及んでいる。基本的には、インドネシアの公共発注規制は発注主体が直接の政府機関でない場合であっても適用される。インフラの分野においては、一般的な発注規制は特に伝統的な国家財政のインフラ提供方法に関連している。これはプロジェクト体制がPPPプログラムの範疇にないと見做され、国家財政に影響を与えると見做される場合と同様である。

限られたケースを除き、競争による公開入札が義務付けられている。インドネシアの公共調達規制が一般的な要請を統治している一方、特定のエリアやセクターでは特定の政府発注ガイドラインに基づく特定の規制面での要請がある。

官民連携-規制の枠組み

近年、インドネシア政府はインフラストラクチャーに関する税制上のギャップを埋めるためにPPPスキームを緊急に利用する必要があると認識している。例えば、2018年には、世界銀行によるインフラセクター調査に基づき、インドネシア政府は中期国家開発計画(RPJMN)での投資目標額415百万ドルのうちの35%は民間セクター、22%は国営企業からなされる必要があるものと試算している。インドネシア政府がインフラプロジェクトに対するリスク負担を高め、とりわけ民間セクターでの競争入札を支援する方針を表明し、インドネシアのPPPプロジェクトに対する法的・制度的枠組みは大きく発展してきている。例えば、PPP規定の下で発注されたプロジェクトにおいては公募型スキームか民間からの提案型スキームのいずれであっても、落札者の選定は公開された入札プロセスにより実行される。またこのようなプロジェクトは全ての関与者がリスク管理できるようにリスクを分配するよう設計されている。これはインドネシアで1980年代・90年代に行われたBuild-Own-Transferスキーム、Build-Own-Operateスキームやその他の民営化スキームとは対照的で、当時は多くのプロジェクトにおいて政府との直接交渉により取り進められていた。

この点、大統領令No.38/2015はインドネシアにおけるPPP導入の基礎(PPP規定)となっている。PPP規定の下、PPPとして導入可能なインフラプロジェクトの形態は以下を含んでいる:

- 交通インフラ(空港サービス、海港供給・海港サービス、鉄道インフラ)
- 道路インフラ(有料道路および有料道路橋)
- 水資源及び灌漑インフラ
- 飲料水インフラ
- 集中下水管理インフラシステム
- 地域下水管理インフラシステム
- 廃棄物管理インフラシステム
- 電気通信および情報処理インフラ
- 電力インフラ
- 石油天然ガス及び再生可能エネルギーインフラ
- 省エネルギーインフラ
- 都市施設インフラ
- 教育施設インフラ
- スポーツ及び芸術施設インフラ
- インフラゾーン

- ・ 観光インフラ
- ・ ヘルスケアインフラ
- ・ 刑務所インフラ
- ・ 公営住宅インフラ

インドネシア議会は特定のセクターのインフラについての、発注および民間セクターの開発やプロジェクトへの参加の合理化や明確化のための、以下を含む新規法案を通してきた:

- ・ 法律No. 17/2019水資源
- ・ 法律No. 38/2004道路
- ・ 法律No. 23/2007鉄道
- ・ 法律No. 17/2008海上輸送
- ・ 法律No. 18/2008廃棄物管理
- ・ 法律No. 1/2009航空
- ・ 法律No. 30/2009電力

関連セクターの法律および規制に従い、インフラプロジェクトは中央政府あるいは地方政府の省庁、機関、代理機関により発注される。PPPプロジェクトは公共のインフラサービスを提供するものとして任命された国営企業あるいは地方公営企業によっても発注されることがある。例えば、インドネシアの国営電力企業のPT PLNや水供給の地方公営企業のPDAMsなどである。これらの発注者は一般に政府契約期間(GCA)と呼ばれる。

入札結果に基づき、落札者(もしくは落札者によって設立された新会社)とGCAはPPPプロジェクトの導入を管理するための協力協定を締結する。「協力協定」という用語は公共と民間セクターの間の主たるプロジェクト契約書に適用される一般用語として使われる。セクターやプロジェクトの形態により、当該契約書は売電契約書、給水契約書、コンセッション契約書あるいはその他の形式の契約書に倣って作成される。

協力協定は、とりわけ業務範囲、プロジェクト期間、契約履行保証の規定、当初の料率と変更メカニズム、サービスパフォーマンスの基準、罰則、係争解決メカニズム、フォースマジュール条項、プロジェクト期間終了時におけるプロジェクト資産のGCAへの売却条件に関する条項が含まれなければならない。また統治法はインドネシア法でなければならない。協力協定は1言語より多くの言語により作成されるが、2言語間において不整合があった場合には大統領令No.38/2015に基づきインドネシア言語が優先される。協力協定の条項は特定のセクターにおける要請によって追加されうるものである。

PPPを支援する制度的枠組み

インドネシアにおけるPPPを促進、支援することに関して、政府は様々なファンドや融資制度の利用を通じた民間セクターを支援する制度を提供している。

例えば、民間セクターによるPPPプロジェクトにおける土地収用の困難に対応するため、インドネシア政府はこのような民間セクターの土地収用の財政的な支援を検討している。公共及び民間による土地収用の法律や規制の明確化-法律No.2/2012公共の利益のための土地収用を含む-も同様であり、これはインフラ開発のケル土地収用の不透明性を減らすことを意図したものである。大統領令No.71/2012公共の利益のための土地収用の実行は、規制の導入をフォローアップするものであった。これはその後大統領令

No.40/2014、大統領令No.99/2014、大統領令No.30/2015、大統領令No.148/2015により改正されている。

2009年後半、財務省はPPP規定および政府規定No.35/2009インフラ保証のための株式会社の設立に関する国の関与に基づき、PT Penjaminan Infrastruktur Indonesia(国営企業)またはPIIを設立した。PIIはIndonesia Infrastructure Guarantee Fund(IIGF)として知られている。IIGFは財務省により、インフラプロジェクトのリスクを最小化するためのPPPプロジェクトに対する政府保証を提供する「1つの窓口」となるよう任命された(例えば、適用される協力協定の下でのGCAの財政的な義務)。IIGFは世界銀行の支援により設立された。

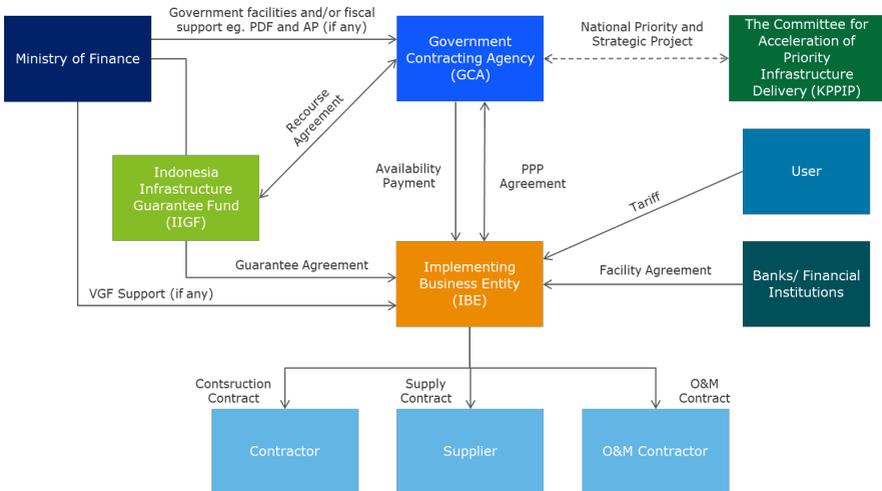
IIGFにより提供される政府保証は保証者としてのIIGFとプロジェクトの実行者として選定された民間企業との間でベネフィシヤリーとして締結される。保証契約の条項に基づき、プロジェクト会社は保証の受益をレンダーに割り当てることが出来る。またIIGFは直接契約(コンセントレーター)をプロジェクト会社およびレンダーと締結する。保証が実行された場合、IIGFはGCAとIIGFの間で締結したリコース契約に従い、支払い額を補償される権利を持つ。リコース契約はとりわけGCAによる協力協定に基づくリスク分配および協力協定に基づくGCAのパフォーマンスに対するGCAの徹底した評価を促すことを意図している。

インドネシア政府はまた、国営企業であるPT Sarana Multi Infrastruktur、またはPT SMIを設立した。PT SMIはインフラファイナンスに特化した、ノンバンクの金融機関である。IIGFとPT SMIはともに潜在的なGCAに対してプロジェクト準備やストラクチャーに関する知見や助言の提供を行う。例えば、プロジェクト導入に関する助言の提供や、事前実現可能性調査の準備、マーケットサウンディングの実施やPPPプロジェクトの入札プロセスにおけるGCAの支援などを行う。

PT SMIは財務省によりいくつかの顕著なPPPプロジェクト— ウムブラン水供給プロジェクト、ヤスカルノハッタ国際空港プロジェクトを推進するために任命されている。

PPPの枠組みにおけるその他の機関としては、PT Indonesia Infrastructure Finance (IIF)はPPPプロジェクトファイナンスの代替的な財務支援を行うために設立された。IIFの設立により、三井住友銀行より大規模な投資を受けることが出来た。

現在の制度的な支援のフレームワークの相乗効果は以下のように図示される：



4. 資本市場

インドネシア証券取引所 (IDX)

IDXは株式の売手と買手を結びつけるための売買プロセスに関するシステムと制度を提供している。IDXはメンバー、上場、株式売買、クリアリング、決済及びその他の証券取引活動に関連する事項に関する規制を決定する。IDXにより提案された規制はOJKにより承認されなければ有効とはならない。IDXはまたメンバーや彼らのIDXでの活動を調査するために一定の機関任命される検査部門を維持しなければならない。

上場要件

上場見込みの会社は、IDXに上場するためには以下の要件を満たさなければならない：

- 株式会社であること
- 登録届け出書がOJKに提出され、有効となっていること
- 独立したコミサリス(コミサリス会の少なくとも30%を構成する)がいること
- 少なくとも1人の社外取締役がいること
- 監査委員会を有すること
- 内部監査部門を有すること
- コーポレートセクレタリーを有すること
- 上場見込みの会社の1株当たりの額面価値が100ルピア以上であること、そして
- 予定されている取締役およびコミサリスが良い評判を持つこと

新規公開を予定している上場見込みの会社は、新規公開について完全にコミットする形での引受契約書を作成しなければならない。そして、上場見込みの会社は指名委員会と報酬委員会を設置しなければならない。上場見込みの会社はメイントレーディングボードかデベロップメントトレーディングボードに自身の株式を上場をする。

下表は2つのボードにおける要件の違いをまとめたものである：

No	Matters	Main Trading Board	Development Trading Board
1.	項目	メイントレーディングボード	デベロップメントトレーディングボード
2.	法人のタイプ	株式会社	株式会社
3.	運用期間	36か月(運用期間は事業収入を受け取る会社によって確認される営業期間となる)	12か月(運用期間は事業収入の存在によって証明される営業期間となる)
4.	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> - 少なくとも3年間監査を受けている - 無限定適正意見の付された過去2年分の監査済み財務諸表および直近の中間財務諸表(もしあれば) 	<ul style="list-style-type: none"> - 少なくとも12か月の監査済み財務諸表及び直近の中間財務諸表(もしあれば)で、無限定適正意見の付されたもの
5.	資本	有形純資産(NTA)が1,000億ルピア以上	<ul style="list-style-type: none"> - NTAが50億ルピア以上、もしくは - 直近事業年度の営業利益が10億ルピア以上であり時価総額が1,000億ルピア以上、もしくは <p style="margin-left: 20px;">直近事業年度の売上高が400億ルピア以上であり時価総額が2,000億ルピア以上</p>
6.	株主数	> 1,000	> 500

インドネシア決済保証会社(KSEI)

ジャカルタに所在するKSEIはIDXとの契約に基づき、集中証券保管サービスおよびIDXの取引決済を行っている。KSEIは証券保管銀行、証券会社及びその他の関与者に仕えている。

金融サービス庁(OJK)

2013年1月1日より、OJKは資本市場、保険会社、証券会社及びマルチファイナンス会社への規制を開始している。またOJKは2014年1月1日より銀行の監督を開始している。

OJKは銀行及びノンバンクの金融機関に対する「ワンストップ」の規制組織として設立され、銀行業、資本市場、保険業、及びその他の金融サービスセクターをカバーしており、前任組織より権限を拡大させることを意図している。OJKは金融サービスセクターにおける汚職の調査、罰則の管理、調査や起訴、ライセンスのばく奪などを行う権限を持っている。OJKはまた、消費者のクレームへの対応や消費者に代わり法的主張を行うことで、金融サービス産業における消費者保護において中心的な役割を担っている。

OJKはその他の政府機関、すなわち財務省やインドネシア銀行と協調することが期待されている。インドネシア銀行における商業銀行及びシャリア銀行の監督権限が2013年末にOJKに移管され、インドネシア銀行の主な役割は通貨の安定性と支払いシステムの監督を行うこととなった。

債券市場

インドネシアの債券市場は主に国債と社債により構成されている。国内での資産担保証券の発行は特別な規定制度の下で認められている。また、政府は地方債の発行を認める規定を定めている。

中央政府は様々な国債を短期・中期・長期で、インドネシアルピア建ておよび外貨建てで発行している。国債はインドネシアソブリン債およびシャリア原則に従いルピア建てもしくは外貨建てで発行される国のシャリア証券(SBSN)から構成される。SBSNはススーク・イジャラ セールアンドリースバックの仕組みを利用して発行される。

社債は主に従来型の社債、メディアムタームノート(MTN)、コーポレートススーク、及び転換社債により構成される。法人の社債発行者はオフショアの特別目的会社を通じたオフショア債の発行により、国際的な資本市場を定期的に利用している。

地方債(地方政府により発行される債券)は地方自治の原則に従って実施され、地域のインフラプロジェクトの資金調達を促進することを目的としている。地方債は1年以上の満期を持ち、ルピア建てにより、国内の資本市場を通じてインドネシア国民に提供されることを意図している。地方債は債券発行により資金調達される地域プロジェクトにより担保される場合がある。これらの地方債に対して中央政府が保証することはない。

情報開示

証券の発行及び/あるいはIDXに上場を検討している公開会社は、財務諸表及びその他の開示資料をOJKに提出しなければならない。これらを一般に公開しなければならない。OJKは資本市場の規制者として、資金調達に利用される単年および複数年の財務諸表や四半期報告書を含む、公開会社の財務諸表に対して最低限の基準を設定している。

財務諸表はインドネシア会計士協会により制定されたインドネシア会計基準(PSAK)及びその他のインドネシア資本市場で一般に認められた会計慣習に従って作成されなければならない。貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書および財務諸表への注記を含まなくてはならない。

連結財務諸表には親会社に支配されている全ての子会社が含まれていなければならない。親会社が直接または子会社を通じて間接的に50%以上の議決権を保有している場合、もしくは親会社が以下の条件を1つでも満たしている場合に支配関係が存在していると見做される:

- 会社が他の投資家との契約によって50%以上の議決権を保有している場合
- 会社が定款もしくは契約に基づき財政方針や運営方針を決定する力を有している場合
- 会社が経営層のメンバーの過半数の任命するあるいは解任する力を有している場合、あるいは
- 経営会議において議決権の過半数を行使できる力を有している場合

しかしながら、子会社は以下の場合において連結対象から除外される：

- ・ 近い将来において子会社の株式が買収されその結果処分される見込みであり、支配が一時的なものと予定されている場合
- ・ 子会社が持株会社への送金することを長期的に厳しく制限されている状況下にある場合

インドネシアの公開会社は株式の価値に重要な影響を与えうるあらゆる出来事について、当該出来事の発生から2営業日以内に公表およびOJKへの通知により開示する必要がある。開示が求められる事項は以下の通りである：

- ・ 吸収合併、株式購入、新設合併もしくは合併会社の設立
- ・ 株式分割もしくは配当
- ・ 特別配当による収入
- ・ 重要な契約の獲得もしくは喪失
- ・ 重要な新製品もしくは新技術
- ・ 支配権の変更もしくはマネジメントの重要な変更
- ・ 債務証券の購入指示もしくは償還
- ・ 重要な額の公募証券もしくは私募証券の取得
- ・ 重要な資産の取得もしくは重要な資産の売却による損失
- ・ 比較的重要な労働争議
- ・ 会社および/もしくは会社の役員あるいはコミサリスに対する重要な訴訟
- ・ 他の会社の株式を取得するためのオファー
- ・ 会計監査人の変更
- ・ 債務の受益者の変更
- ・ 決算日の変更

私募

インドネシアでは、証券の私募による販売は会社と特定の投資家による直接交渉によって実行される。国内資本市場取引は、もし取引がインドネシア国民にマスメディアを通じてオファーされることがなく、100人以下にオファーされ50人以下に販売した場合、国内資本市場取引は私募を構成する。

公開会社の資本の直接引き受けは、既存株主の優先取得権を使わない増資により行われる。この際、以下の要件を満たしている場合、株主総会での承認により行うことが出来る：

- ・ 当該増資が2年以内に会社の払い込み資本の10%を超えることがない場合、もしくは
- ・ 増資の主な目的が、以下の条件のうち1つを満たす会社の財政状態を改善することにある場合：
 - インドネシア銀行もしくはその他の政府組織から、払込資本の100%を超える額もしくはは再建することが可能となるような条件で融資を受けている銀行
 - 純運転資本がマイナスかつ総資産の80%を超える法的義務があり、株主総会で増資について承認を得ているノンバンクの会社
 - 関係会社以外のレンダーに対して債務不履行にある会社あるいは債務不履行を避けることができない状態にあり、レンダーが融資の返済と引き換えに株式また

は転換社債を受け取るとを合意している会社

会社は優先引受権が行使されない増資を実行する少なくとも5営業日前までに、私募についてOJKに通知する必要がある、また公に報告する必要がある。また完了の2営業日以内に、会社はOJKおよび公に株式数及び株価を含む結果を通知する必要がある。

新規公開(IPO) プロセス

インドネシアで株式の新規公開を行おうとしている会社は登録届け出書及び関連資料をOJKに提出しなければならない。発行者は当該書類において開示される情報(オファー価格や登録の効力発生日など提出時点で確定していない情報を除く)の網羅性と正確性について責任を持つ。登録届け出書の提出後、発行者は追加的な情報及び/あるいは登録届け出書の変更を求められることがある。

発行者はIPOの目論見書の要旨について、OJKからの許可を得た後2営業日以内に少なくとも1社のインドネシアの全国紙にて公表する必要がある、また同じく2営業日以内に公表事項に関連する根拠をOJKに提出しなければならない。

発行者はOJKからの書面による承認があれば、予備の目論見書(ブックビルディングを目的とする)によりオファーを行うことができる。

登録届け出書の効力

登録届け出書は以下に従って効力が発生する:

- 時間の経過に基づくもの:
 - OJKから新規公開に関する全ての基準を満たした完全な登録届け出書を受け取ってから45日経過、あるいは
 - OJKから最新の修正版を受け取った日、あるいはOJKからの要求を満たした最新の日付から45日経過
- OJKから、これ以上の修正及び追加で必要な情報はないとの表明があった場合

登録届け出書が有効となった後、発行者は以下を行う義務を負う:

- 登録届け出書の一部として、公もしくは買手候補に対して必要な目論見書を作成する
- 目論見書及び関連資料をSPRINT(OJK許可システム)を通じて提出する、かつ
- 目論見書の要旨に変更及び/あるいは追加があったかどうかについて、登録届け出書の効力発生日から1営業日以内に、少なくとも1社の全国紙にて公表し、また公表から2営業日以内にOJKに根拠資料を提出する

新規公開の期間、株式の割り当て、新規公開レポート

発行者は登録届け出書の効力発生日から2営業日以内にIPOを実行しなければならない。新規公開の期間は1から5営業日であり、株式の割り当ては新規公開日の終了から2営業日以内に完了しなければならない。その後、割当日から1営業日以内に株式を交付しなければならない。

幹事証券会社あるいは発行者は、株式割当日から5営業日以内に新規公開に関するレポートをOJKに提出しなければならない。その後、幹事証券会社あるいは発行者(もし発行者が幹事証券会社を利用していない場合)は新規公開に対する特定の検査を行う公認

会計士を任命しなければならず、当該検査は新規公開期間の終了から30日以内にOJKから受け取らなければならない。
オファーされた株式がIDXに上場される場合、上場は株式割当日から1営業日以内に行われなければならない。

ライツ・イシュー(新株予約権の無償割当)

インドネシアの公開会社が増資をしようとする場合、既存株主は新規発行株式に対して、現在の資本比率に応じた分だけ優先引受権を持っている。

公開会社がワラントを発行しようとする場合、ワラントの合計数および流通されるワラントの数は登録届け出書が提出された日の払い込み資本額の35%を超えてはならない。

ライツ・イシューの対象には、既存株主もしくは公によって購入されていない残りの株式について同額同条件で買う義務があるスタンドバイバイヤーも含まれる。スタンドバイバイヤーはプラスの収益がありスタンドバイバイヤーとなることが可能であることを示す財務諸表(会社の場合)もしくは当座預金口座の残高証明(個人の場合)を用意しなければならない。

5. 銀行業および貸付業

インドネシア銀行はインドネシアの中央銀行である。法律No.23/1999インドネシア銀行(「インドネシア銀行法」)に基づき、インドネシア銀行は、法により定められていない限り、政府及び/あるいはその他の関係者から干渉されることのない独立した国家機関である。インドネシア銀行の主たる目的は、ルピアの価値の安定性を確保することである。インドネシア銀行法は当該目的を達成するために規定され、インドネシア銀行は以下の任務を負っている：

A. 金融政策の決定及び実行

金融政策の決定及び実行という点において、インドネシア銀行は以下の権限を持つ：

1. 設定されたインフレ目標を考慮したマネタリーターゲットの設定
2. マネタリーコントロールの実行(以下の方法を含むがこれに限定されない)：
 - ・ ルピア及び外貨の金融市場の運営
 - ・ 割引率の設定
 - ・ 最低必要準備金の決定、及び
 - ・ クレジットまたは資金調達のアレンジ

B. 円滑な決済システムの規制及び維持

インドネシア銀行は以下の権限を持つ：

1. 決済システムサービスに対する許認可の付与
2. 決済システムサービス業者への活動報告の提出要請
3. 決済手段の利用の決定

C. 銀行の規制及び監督

この目的を達成するため、インドネシア銀行は決定し規制し、特定の機関や銀行の事業活動に対するライセンスの付与やはく奪を行い、銀行の監督を行い、そして銀行に対して法や規制に従い制裁を科す。しかし、2014年1月1日以降、インドネシア銀行の主たる銀行の規制者としての役割はOJKが引き受けている。

単一持株政策と株主制限

OJK規制No.39/POJK.03/2017インドネシア銀行における単一持株政策(「POJK 39/2017」)によると、単一持株政策は1人の関係者が1つのみ銀行の支配株主となることができるという制約のことをいう。POJK39/2017の下での支配株主とは以下のような法人、個人、及び/あるいはビジネス集団を指す：

- 会社もしくは銀行の発行済み株式の25%以上を保有し、議決権を持っている、あるいは
- 会社もしくは銀行の発行済み株式の25%未満を保有し、議決権を持っているが、直接間接問わず会社または銀行に対する支配権を行使できると認められる

上記のように、POJK39/2017の2章第1パラグラフに基づき、各関係者は1つのみの銀行の支配株主となることが出来る。ただし、上記規定は以下の場合には当てはまらない：

- 2つの前提の異なる事業活動を行う銀行、すなわち伝統的な銀行業とシャリア原則に基づく銀行業を行う銀行の支配株主である場合、及び
- 支配株主である2つの銀行のうち、1つが合併銀行である場合

1つ以上の銀行の支配株主となるために他の銀行の株式を取得する場合、対象者はPOJK39/2017の2章第1パラグラフの条件を満たさなくてはならない。これは以下方法により達成される：

- 吸収合併あるいは申請合併により支配される銀行は、支配銀行により吸収合併または新設合併されなければならない
- 銀行セクターにおける持株会社を設立する、あるいは
- (銀行)子会社の全ての活動を直接コントロールし連結することを目的としたホールディング部門を設立する

OJK規制No.56/POJK.03/2016(POJK56/2016)「商業銀行の所有」によると、各カテゴリでの最大保有できる株式は以下の通りである：

- ノンバンクの金融機関の株主としては、銀行の資本の40%
- 非金融機関の株主としては、銀行の資本の30%、そして
- 個人株主としては、20%

上記の最大保有株式数は中央政府やその他の銀行を管理及び/または救済するために設立された機関には当てはまらない。

外国人及び/あるいは海外に所在する法人が支配株主となる場合には、以下の追加的な要求を満たす必要がある：

- 銀行の株式を保有することにより、インドネシア経済の発展を支援することにコミットすること
- 本国の監督官庁からの推薦を得ること、そして
- 少なくとも(i)金融機関の場合、最低グレードより1つ上のグレードを獲得すること、(ii)ノンバンクの金融機関の場合、最低グレードより2つ上のグレードを獲得すること、(iii)非金融機関の場合、最低グレードより3つ上のグレードを獲得すること

オフショア金融債務

インドネシアはインドネシア外の資金源から負債による資金調達を行うインドネシアの会社に対して、複数の報告あるいは申請義務を規定している。これらの義務の範囲は個々の規制によって異なるが、一般的には、融資、証券、債券およびファイナンスリースは、場合によっては保証されるように、報告すべき義務となる。

上記の要求はインドネシア銀行への会社の年間オフショア借入計画に関する報告義務を含み、インドネシア銀行、財務省及びオフショア商業ローンチーム(PKLNチーム)への取引固有の報告要件と合わせて報告される。取引固有の報告には、インドネシアの債務者は取引の裏付資料のコピーを含める必要があり、またその後、当初の報告に記載された融資の現状(引き出しや返済)に関する定期的な報告を行う必要がある。

これらの報告要求は本質的には管理上のものであり、借り手に課されるものである。遵守しなかった借り手には罰則が課される。

また、借り手が遵守しなかったために、裁判所が対象の融資契約を無効化した裁判例も複数存在する。これらの決定は規制の誤った適用として批判されているが、貸し手は最初のドロダウンの前の前提条件として必要書類の提出状況を確認し、全ての定期的な報告(解除条件あるいは一般的な引受義務として)の完了を要求することが望ましい。

公共インフラプロジェクト(BOTあるいはPPPにより実行されるものを含む)に関するオフショア融資はPKLNチームから承認を得る必要がある。原則として、このプロジェクト融資の要請に対する承認は国の予算に影響を与える。承認プロセスは時間を要するものであり、予定されているプロジェクトの構造の説明や他の政府利害関係者(関与する国営企業含む)との調整も求められる。

国内口座による外国為替ドロダウン

2014年5月14日付のインドネシア銀行規定No.16/10/PBI/2014輸出による外国為替の受け取り及び海外負債からの外国為替の引き出し、2014年5月26日付のインドネシア銀行回状No.16/10/DSta(それぞれ、度々改訂されている)では、とりわけ債務者はオフショアローンを外国為替国内銀行経由で実行しなければならず、情報を必要とし、また融資の引受けが外国為替国内銀行を通じて完了したことを証明する報告書(関連文書、すなわち銀行振込及び/またはSWIFTメッセージのコピーとともに)を提出しなければならない。

オフショアローンの現金による実行は外国為替国内銀行を通じて行われ、またインドネシア銀行にローンが実行された遅くとも翌月の15日までに報告されなければならない。この要件の対象となるオフショアローンは、借り換え目的もしくは負債証券に関連しないノンリボルビングローン契約から生じるものである。実行されたローンとローンの全コミットメントの間の不一致はインドネシア銀行に書面で説明されなければならない。

インドネシアの借り手がこれらの規制に基づいて外国為替国内銀行を通じてオフショアローンの引き出しができない場合、外国為替国内銀行を通じて行われなかったローンの引き落としの名目額の0.25%(上限5千万ルピア)の罰金が課される。関連資料の提出が遅れた場合、借り手は1日の遅延につき50万ルピアの罰金が課される。もし借り手が関連する報告月の終わりまでに、外国為替銀行を通じたローン引き落としを証明する関連資料を提出できなかった場合、外国為替銀行を通じた引き落としが行われなかったと見做される

(従い上記の罰則が適用される)

ルピア取引の制限

2005年6月14日付インドネシア銀行規定No.7/14/PBI/2005「ルピア取引の制限及び銀行による外貨与信取引の規定(改訂後)」に従い、インドネシア銀行は外国人や外国法人等との特定のルピア取引を禁止している。

当該規定により制限されるルピア取引は外国人が保有する、あるいは外国人と非外国人が共同で保有する国内銀行口座へのルピア送金が含まれる。この要求は融資が外国通貨により行われ、外国通貨により返済されるであろう場合には適用されない。

外国通貨の購入

2016年9月5日付インドネシア銀行規定No.18/18/PBI/2016「ルピアによる国内者との外国通貨購入」では、1か月10万ドル相当を超える外国通貨の購入(特定の支払のためか否かを問わず)、外国通貨の購入者は銀行に以下の取引に関するコピーを提供しなければならない:

- a. 該当する取引に関する書類(該当する場合)
- b. 外国通貨の購入者を特定できる書類及び納税者番号、及び
- c. 以下が表明された証明書: (1) 該当取引書類が真実であり正しいこと、及び(2) ルピアにより購入される外国通貨の金額が該当する書類に記載の関連する義務の金額を超えないこと

外国通貨の購入に関する要求は借り手が外貨借入の返済をしようとする場合にも当てはまる。

借り手のヘッジレシオ、流動比率及び信用格付け要求

2014年12月29日付インドネシア銀行規定No.16/21/PBI/2014「」では、外国からの融資を持つノンバンクの会社に対してヘッジレシオ、流動比率、信用格付け要求を満たすことによる慎重な原則を適用することを求めている。

この規定は2015年1月1日より効力を生じており、一般的に外国からの融資を受けようとするノンバンクの会社は以下を満たしていることを求めている:

- a. 20%以上のヘッジレシオ(2015年1月1日から12月31日まで)、25%以上のヘッジレシオ(2016年1月1日以降)
- b. 50%以上の流動比率(2015年1月1日から12月31日まで)、70%以上の流動比率(2016年1月1日以降)
- c. BB以上の信用格付け(2016年1月1日以降)

上記の要求は企業間信用には適用されない。また、信用格付け要求は(1) 借り換えあるいは(2) インフラプロジェクトファイナンスに関する二国間または多国間金融機関からのオフショア融資には適用されない。

借り手はヘッジレシオ、流動比率、信用格付けを満たしていることに関する報告書及び関連資料を提出しなければならない。

6. 石油・天然ガスと石炭・鉱物資源

A. 石油・天然ガス

インドネシアは2004年後半に石油の純輸入国となり、2009年1月にOPEC加盟国から自主的に脱退したが2016年1月に再度復帰した。しかし、インドネシアは石油生産量が1990年代以降減少し続けていることを受け、2016年11月に再度脱退することを決定した。

近年、インドネシア政府は大深水及び非在来型石油天然ガス資源の開発や下流のインフラ(製油、石油化学プラントやパイプライン)を含む、石油天然ガスセクターへの投資を様々な優遇措置により促進している。

インドネシア法では、石油天然ガス活動は上流セクターと下流セクターに区分されている。インドネシア法は上流活動を探鉱と採鉱と規定し、下流活動を生産、輸送、販売と規定している。エネルギー・鉱物資源省はインドネシアのエネルギーセクター(BPMIGAS)に対する一般的な権限を有しており、BPMIGASは上流活動を監督する規制組織であり、かつインドネシア政府の代理で生産分与契約(PSCs)やその他の協力契約の執行者であった。2012年11月、憲法裁判所は2001年のBPMIGASの設立及び権限に関する石油天然ガス法の無効化及びBPMIGASの解体を決定した。BPMIGASの権限は大統領令No.95/2012によりエネルギー・鉱物資源省に移管されている。政府はまたBPMIGASの運営及びスタッフをエネルギー・鉱物資源省の監督の下で石油天然ガスの上流活動に対する特別タスクフォース(SKK Migas)に移転することを発表した。BPMIGASの全ての従業員は石油天然ガス運営を続けるためにSKK Migasに配属された。BPHMIGASは下流活動を監督する規制組織である。

B. 石炭・鉱物資源

インドネシアは特にBHPビルトン、フリーポート・マクモラン、やヴァーレなどの企業による大規模な鉱業プロジェクトの開発を長年経験している。近年では、アダロエナジーやプミ・リソーシズが国内の有力な石炭事業運営者として、多くの中小規模の国内会社とともにますます注目されている。

法律No.4/2009石炭鉱業(2009年鉱業法)の公布以来、高いレベルでの規制面での不確実性が存在している。しかし、この法律の発行直後から、アジアの工業能力や公共インフラの発展のための原料炭やその他のコモディティと同様に、国内及び地域の発電のための一般炭の強い需要により石探鉱産業の発展が進められた。

2012年、状況は変わり、コモディティの需要が全般的に落ち込んでいる。石炭価格の大幅な下落により多くのインドネシアの鉱業従事者は生産量を減らし効率性を高めることに焦点を当てることとなった。

鉱業事業契約

2009年以前、鉱業事業契約あるいは石炭鉱業事業契約として知られていた鉱業契約は主として国際的な投資家によりインドネシア政府と締結されていた。これらの契約書は、当時広まっていた1967年鉱業基本法を基礎として、一般に投資家による特定の鉱業活動に対する全般的な規制面の枠組と財政制度を定めていた。「鉱業事業契約」システムは他の途上国の伝統的な鉱業コンセッション契約で見られるようないくつかの特徴を持っていたが、現在廃止されようとしている。新たな鉱業プロジェクトは、国内投資家により

開発されるプロジェクトも外国投資家により開発されるプロジェクトも、ライセンスシステムの下で行われるべきである。2009年以前、別個のライセンスシステム(鉱業許可の発行(KP))が存在していたが、国内の鉱業会社に制限されていた。

2009年鉱業法は既存の鉱業事業契約自体は期限まで有効であるものの、その条項(国の収入に関するものを除く)は2010年1月までに2009年鉱業法の内容に沿ったものに修正されなければならないと規定した。現在まで、多くの鉱業事業契約が鉱業bに置き換えられている。しかし、伝えられるところによれば、未だ鉱業会社と政府との間で交渉が続けられている鉱業事業契約が複数存在するとのことである。

鉱業事業契約と2009年鉱業法の違いの中で特に議論となっているのは、鉱区の最大規模の大幅な縮小とより厳しい株式売却に関する要求と請負業者の保持の制限である。

鉱業ライセンス

国が保全する地域における商業鉱業は鉱業業ライセンス(IUP)により認可を得て、国が保全する地域におけるものは鉱業業特別ライセンス(IUPK)により認可を得る。IUPの発行組織は自己資本の源泉や採掘エリアによって異なる。(詳細は下表参照)IUPKは常に政府に代わりエネルギー鉱物資源省により発行される。

非鉄鉱物あるいは岩石に関するIUPは申請により取得することが出来、金属鉱物や石炭に関するIUPは競争入札プロセスにより取得することが出来る。

民間会社に発行される全てのIUPKは競争入札プロセスにより取得することが出来る。しかし、国営企業や地方公営企業には当該ライセンスに対する優先権が与えられる。

法律により、探鉱ライセンスの保持者は鉱業活動を継続することにより、一定の条件を満たす限り生産ライセンスへのアップグレードが保証される。探鉱ライセンスあるいは生産ライセンスの一方のみ発行される。

ライセンス保持者は国内の労働力、商品、サービスを優先的に利用する。鉱業サービス事業者(請負業者)の引き留めには特定の制約がある。彼らは地域コミュニティの活性化を含む企業の社会的責任プログラムを発達させなければならず、これは中央政府、地方政府、地方コミュニティと相談しながら確立されるべきものである。

プロジェクト所在地/資本の源泉	ライセンス発行主体
海外の自己資本*	エネルギー鉱物資源省
国の保全地域	エネルギー鉱物資源省
複数の州	該当する知事、県、市長からの推薦を得た後、エネルギー鉱物資源省
1つの州、複数の県または市/国内自己資本	該当する県長及び/または市長からの推薦を得た後、該当する知事
1つの県または市/国内自己資本	該当するリージェントまたは市長

プロジェクト所在地/資本の源泉	ライセンス発行主体
海岸線から12海里以上離れたところにあるオフショアプロジェクト	エネルギー鉱物資源省
複数の県または市の管轄内のオフショアプロジェクト/国内自己資本	該当する知事
海岸線から12海里以内のところにあるオフショアプロジェクト/国内自己資本	該当する知事
海岸線から4海里以内で、1つの県または市の管轄エリアにあるオフショアプロジェクト/国内自己資本	該当するリージェントまたは市長

*政府規定 No.24/2012 以前は、該当する県または知事が、外国資本を持つ申請者のいる県内または県間/州間の鉱業地域という観点からIUPライセンス発行主体を起用していた。

IUP保持者は(鉱山の運営年数に応じて)鉱山閉鎖のための保証費用を準備しなければならない、またその他の税金や税以外の国への報酬と同様にデッドレント及びロイヤルティを毎年支払わなければならない。ライセンス保持者は投資計画や再生計画、採掘後の活動計画、年間作業計画及び予算、その他の定期的なレポートを含む、様々な計画や定期的なレポートを該当する規制者に提出しなければならない。

鉱業会社の取得

鉱業事業ライセンスは関係会社(ライセンス移転者により51%以上の株式を保有されている会社)でない限り、直接他者に移転することは出来ない。また、政府からの承認があれば、国営企業は生産のための鉱業エリアの一部を関係会社(ライセンス移転者により51%以上の株式を保有されている会社)にすることが出来る。ただし、ライセンス保持者の買収による鉱業事業ライセンスの間接的な取得は実務上行われている。このような間接的なライセンスの移転は探鉱完了後、2009年鉱業法に従い該当する規制者に通知することで認められる。

このような間接的な取得のための手続きには不確実性が残っているが、実務的には以下を満たしていることが求められている:

- ・ 該当する鉱山会社のIUPを発行した政府当局からの、投資承認に対する推薦状、及び
- ・ 投資に関するエネルギー鉱物資源相(あるいは大臣の代理としての事務局長)からの承認状

さらに、対象会社がPMDN会社(内資会社)の場合で買取者が海外の場合には、PMA会社(外国資本公司)への転換を完了させなければならない。

撤退要件

外国会社が鉱山事業ライセンスを保有している場合、生産から5年経過後は株式売却義務があり、その際は完全な内資関係者が少なくとも一定の鉱業会社の株式を保有する:

- ・ 生産から6年目: 20%(インドネシア内資関係者の最低保有割合)
- ・ 生産から7年目: 30%

- ・ 生産から8年目: 37%
- ・ 生産から9年目: 44%
- ・ 生産から10年目: 51%

株式の売却時には、まず中央政府、地方政府、リージェンシー/市、あるいは国営企業および地方公営企業にオファーされなければならない。もしこれらの組織が当該株式を取得しない場合には、インドネシアの民間事業会社に入札によりオファーされる。鉱業事業契約においても同様の撤退要件が含まれている。

7. 知的財産権

インドネシアは1980年代後半以降、知的財産権保護の法的枠組みを改善するために大幅な立法改革を行った。世界貿易機関の設立協定に批准した際の法律No.7/1994に規定の通り、インドネシアは知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIP協定)に批准したことを受け、この立法改革プロセスは促進されていった。

様々なインドネシアの関係する協定や条約を実行するため、また知的財産権保護の国際基準を確立するために多くの法律や規制が公布されてきた。しかし、このような立法面での発達にも関わらず、特に海賊版や商標の偽造などにおいて知的財産権の侵害はまだまだ珍しいことではなく、インドネシアはUS通商代表の「監視リスト」に現在も残っている。

国際条約

1979年以来、インドネシアは知的財産権保護のためのパリ協定や世界知的所有権機関(WIPO)設立の条約に関与してきた。1997年、インドネシアは特許協力条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、商標法条約、及びWIPO著作権条約に関与し、また2005年にはWIPO実演及びレコードに関する条約に調印した。インドネシア政府はまた各国と様々な二国間協定を著作権保護のために締結している。

商標

法律No.20/2016(商標法)に従い、商標は識別可能な記号であり、商品やサービスの取引の際に用いられている。

インドネシアの商標の承認申請は、法務人権省に電子的または非電子的にインドネシア語により提出される。承認された申請は公式商標レポート(もしくはそれに類するもの)により発行される。承認された商標はそれから10年間有効であり、更新することが出来る。商標はまた移転されるものである。

著作権

法律No.28/2914(著作権法)に従い、著作物は著作権の保護を獲得するためには科学、芸術あるいは文学の分野で独創性を示さなくてはならない。一度著作権を獲得すると、著者、著作権保有者あるいはその他の著作権の受益者は著作物を出版もしくは複製あるいは第三者に出版や複製させることを許可することが出来る。著作権法は「著作者人格権」と「著作隣接権」を認めている。著作者人格権は著作物に変更を加えたり、著作物に関連する名称を変更したり、著作物の題名を変更したりすることが出来る著作者の独占的権利である。第三者に著作物を複製したりや放送したりすることに関連する権利は著作隣接権として知られている。

法務人権省は一般著作物登録簿を通じた著作権の登録を監督しており、またこのような

登録に関する公式発表を行っている。著作権の創出に登録は必須ではないものの、一般著作物登録簿に登録され、法務人権省により正式に命名された名称は著者の著作物であると見做される。

著作権が保護される期間はそれぞれ以下の通りである：

- ・ 本や出版物に対する著作権：著者が生存している間及び死去から70年間有効
- ・ コンピュータプログラムや映画作品、写真作品、データベースに関する著作権、および許可された代理人と音楽プロデューサーの関連する権利：著作権は55年間、放送機関に関連する権利は25年間有効であり、著作者人格権は無期限に保護される

特許権

法律No.13/2016(特許法)に従い、特許権は独創的な側面を持ち、産業に適用出来なければならない

特許権は装置もしくは製品(化学化合物や微生物を含む)及びプロセス(非生物的なプロセスや微生物プロセスを含む、製品を生産するためのもの)に対して取得することができ、また簡易特許は特定の具体的な発明に対して取得することが出来る。特許は以下については取得することが出来ない：

- ・ 公序良俗に反する、または既存の法律や規制に反すると見做される発明
- ・ 手術方法
- ・ 科学的及び数学的方法
- ・ 植物及び動物(微生物除く)、あるいは
- ・ 植物や動物の生産のために欠かすことのできない生物学的プロセス(非生物学的及び微生物学的プロセスは除く)

特許申請は特許庁に提出する必要がある。当該特許が特許庁により承諾されると、一般特許登録簿に登録され、特許公報により公表される。特許は申請の出願日から20年間有効であり、簡易特許は10年間有効である。いずれの場合も延長することは出来ない。

特許保持者はライセンス契約に基づいてライセンスを他者に与えることが出来る。ライセンス契約は登録されなければならない、また特許公報により公表されなければならない、

企業秘密

法律No.30/2000(企業秘密法)に従い、企業秘密は技術及び/あるいは事業に関して公に知られることのない情報であり、事業活動に利用されることで経済的価値を生み出し、また情報保有者により秘密が守られている情報を意味する。企業秘密は生産方法、生産工程、販売方法、及び法定の要件を満たすその他の情報が対象となる。企業秘密は、情報が公に知られるようにならない限りにおいては、無期限に保護されるものである。

企業秘密保持者は当該企業秘密を利用する独占的権利を持ち、また第三者に当該企業秘密を利用することを禁止あるいは許可することが出来る。企業秘密及び企業秘密の移転は法務人権省の知的財産権総局に登録されなければならない。登録されるのは管理用の情報のみであり、企業秘密の実質的な部分は含まれない。企業秘密法に規定されている通り、企業秘密の保有者の変更は企業秘密広報により公表される。企業秘密に関する権利は、相続、贈与、遺言、文書による合意あるいはその他の法律で認められた方法

により移転される。

工業意匠

法律No.31/2000(工業意匠法)に従い、工業意匠とは製品、消費財、あるいは工業用原材料として利用される、形、線の構成あるいは組成、色またはこれらの組み合わせによる2次元あるいは3次元の形状の創造物を意味する。

工業意匠権は登録され、工業意匠公報により公表される。工業意匠を利用したい第三者は工業意匠権の保有者からの承認を得なければならない。保護される期間は出願日から10年間である。

知的財産権の執行

知的財産権の保有者は、偽造あるいはその他の特許権の侵害があった場合には、民事あるいは刑事訴訟を通じて救援を求めることが出来る。民事法上の救済手段には差止め命令、損害賠償、法的な知的財産権保有者への対象物の引き渡しが含まれる。刑事制裁としては、知的財産権の侵害に対しては懲役及び/あるいは罰金が課される。

8. 係争の解決

独立以来、数多くの法制度が制定されてきたが、インドネシアの司法制度の基礎は、依然としてオランダの植民地法と規範に基づいている。

裁判所の信頼性、効率性、透明性に関しては依然として大きな懸念が残っており、特に外国人投資家にとって、有意義で満足のいく裁判と効果的な執行を裁判所から得ることは難しいものとなっている。主にこのことを背景として、外国人投資家は国際仲裁(インドネシアまたは海外に議席を置く)または他の代替紛争解決を通じた係争を選択することが多くなっている。

民事訴訟

インドネシアでは、原告は関連する地方裁判所に訴状を提出して民事訴訟手続を開始する。インドネシアの法律では、係争当事者はまず初めに調停により係争の解決を試みる必要がある。そのうえで、調停が失敗すると訴訟が開始され、裁判官は審理の日付を設定する。インドネシアの裁判所で審議される場合、インドネシア語で作成されていない文書には、インドネシアで認可された宣誓翻訳者が作成したインドネシア語の翻訳が添付される。さらに、法廷での当事者の代理は、インドネシア弁護士会が発行したライセンスを保持しているインドネシア弁護士によってのみ引き受けられる。

インドネシアでは、外国の裁判所の判決は執行されない(これは、当事者がインドネシアに関連する契約に仲裁条項を含めることを選択する理由の1つです)。よって、インドネシアの法律に基づき、新たな裁判手続が開始され、全ての事項が再審理される。ただし、外国での判決は、インドネシアで再審理される際の裏付けとなる証拠として役立つ場合がある。

2014年3月13日にインドネシア最高裁判所長官は、公的、宗教、州、及び軍事という4つの司法領域における第1審裁判所での調停及び控訴に関する最高裁通達No.2/2014(「SEMA No. 2/2014」)を発行し、効率良く係争の判決を下すための新しいベンチマークを設定した。それによって司法サービス基準として最高裁判所長官に定められていた最大係争期間に関する以前の規定No: 026/KMA/SK/II/2012(「KEPMA No. 26/2012」)は

置き換えられた。

最高裁判所の決定(KEPMA)は、とりわけ、最高裁判手続期間、裁判費用、救済、苦情、集団訴訟および執行サービスなどの司法サービス基準を規定している実定法であり、司法権に関する法律No.48/2009で言及されているインドネシアの全ての司法制度に則っていないなければならない。そして、最高裁通達は、以前にKEPMAIによって規定されていた特定の項目(上記では最大係争期間)に関する指針になる。

係争期間は、追加証拠の提出や係争当事者や審議に呼ばれる聴聞者の数、昇進に伴う担当裁判官の変更といった係争中に発生する予測不可能な状況の影響を受ける可能性があるため、一般的な実務慣行では、係争当事者は裁判官がKEPMAの要件を遵守することが常に期待できるわけではないことに留意する必要がある。

上記の留意点はあるが、原則としてこのSEMA No.2/2014は、KEPMA No.26/2012に基づくよりも迅速に係争を解決することを裁判官へ促すことで、司法においてより良いサービスを提供するための最高裁判所の革新の1つである。ただし、SEMA No. 2/2014は、最大裁判手続期間が個別に規制されている以下の訴訟には適用されないことに留意する必要がある。

1. 労使関係(人事関連)の訴訟 - 最初の審理の時点で50日。ただし、申請の受領から30日を要する死刑を除く。
2. 破産手続 - 破産申請の登録から60日。ただし、申請書の受領から30日を要する死刑を除く。
3. 税務係争手続 - 訴訟の受理から6か月。ただし、申請の受理から12か月を要する控訴と最大6か月を要するケースレビューを除く。
4. 総人権侵害訴訟 - 司法長官室からの引き渡しから180日。
5. 海事犯罪手続 - 検察官からの引き渡しから30日。
6. 刑事腐敗の手続 - 検察官からの引き渡しから120日。ただし、高等裁判所と最高裁判所から受理してそれぞれ60日を要する控訴と120日を要する死刑を除く。

新係争マネジメントシステム

KEPMA No.26/2012の下では、効果的にモニタリングするため、また、この新しい指針に準拠するために、以前の郵便サービスまたは直接登録によるマニュアルでの登録方法から新しい電子ベースの係争登録へ変更された。この新しいシステムは、インドネシアの司法システムで採用されている、シンプルで迅速かつ低コストの司法という原則と整合している。

仲裁

外国人投資家は、仲裁手続または代替紛争解決手続の形式となるであろう裁判外の和解を通じて商取引や貿易に関する紛争を解決することを選択する可能性がある。インドネシアにおける仲裁は、1999年に仲裁法(法律No.30/1999)が導入されて以来、大きな発展を遂げている。2000年には、インドネシア仲裁機関(Badan Arbitrase Nasional Indonesiaまたは「BANI」)により規則が全面的にレビューされた。こうして改訂された仲裁システムは、国連国際商取引法委員会の多くの原則に基づいたものとなった。新しいBANI規則の下では、有効な仲裁条項が存在する場合、地方裁判所には紛争に関する司法権はない。

その結果、外国企業は、インドネシアにおける腐敗やインドネシアにおける裁判所と国内仲裁機関について相対的に経験不足を懸念するため、国際仲裁裁判所が紛争を審理するという条件で契約することが多くなっている。この慣行はインドネシア政府によって概ね受け入れられているが、たとえば従業員との紛争に巻き込まれたり、行政処分の対象となったりする場合、外国企業は依然としてインドネシアの訴訟手続に関与しなければならない可能性がある。

また、インドネシアは、外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約（ニューヨーク条約）および国際投資紛争解決センター（ICSID）への加盟国でもある。

しかし、過去には、インドネシアの裁判所が外国仲裁判断に関して、それとは整合しない執行が為されたケースがあった。原則として、以下の条件が満たされている場合、インドネシアにおける資産に対して外国仲裁判断を執行できると考えられる。

- 国際仲裁判断の執行と承認に関する条約（ニューヨーク条約等）によってインドネシアが縛られている国において国際仲裁判断が発行されている。
- 判断はインドネシアの公序良俗に反しない。
- 仲裁されている問題が「商法」の範囲内であるか、「法律により紛争当事者によって完全に管理されている権利」に関係している。
- 中央ジャカルタ地方裁判所から執行命令が出ている。

9. 土地制度と関連規制

インドネシアの農業基本法（法律No.05/1960、通称：BAL）は、インドネシアの土地法の枠組みを定めている。BALは、インドネシアの1945年憲法の原則に基づき、すべての土地と資源をインドネシア人が共同で所有し、インドネシアの選出された役人が人々の利益のために土地の利用に関する責任を負うこととしている。しかし、土地に付随する土地所有権には幾つか種類があり、個人所有することができたり、権利所有者がさまざまな方法で土地を利用することができたりする。

BALおよび関連する法律は、登録されている土地を対象としており、土地および土地に関する権利は登録しなければならないことを規定している。この登録システムは進行中であり、インドネシアの土地の多くは未登録のままとなっており、未登録の土地は、慣習的な土地の権利、その他の未登録の権利や制限の対象となることが多くなっている。

土地所有権の種類

BALでは、投資家にとって次の種類の土地の権利が重要である。

- 所有権（HM）：自由処分権に似ており、インドネシア国民のみが取得可能で、期限に制限はない。
- 建設権（HGB）：所有者が土地に建物を建設および/または所有することを許可するものであり、インドネシア国民およびインドネシア企業（PMA企業を含む）のみが取得可能。期限は30年だが、さらに20年間延長することが可能。
- 耕作権（HGU）：州が所有する土地で発行され、プランテーション活動を許可するものであり、インドネシア国民およびインドネシア企業（PMA企業を含む）のみが取得可能。期限は35年だが、さらに25年間延長することが可能。
- 使用権（HP）：第三者が所有する土地を使用する権であり、インドネシア国民、インドネシア企業、外国企業が取得可能。期限は25年だが、さらに20年間延長することが可能。

土地取得

特定の土地を取得する前に、企業は、土地の所有権、提案された土地を売却するための関連する土地権利保有者の意向、および対象となる土地に関連する必要なライセンスの取得可能性を調査する必要がある。

ロケーション許可

対象となる土地を取得するために、PMA企業はOSS機関が発行したロケーション許可 (Izin Lokasi) を取得する必要がある。幾つかの例外を除き、許可は、取得予定である土地が位置する摂政または自治体の政府から取得できる。

登記された所有権の評価

国土庁 (Badan Pertanahan Nasionalまたは「BPN」) は、インドネシアで土地登記の管理責任を負う国家機関であり、中央土地局と地方土地局で構成される。土地の所有権を確認するためには、申請者は関連する地元のBPNオフィスを訪問し、所有権証明書原本を持参する必要がある。各地域の土地局には、そのアーカイブに登録されているすべての土地の記録がある。BPNオフィスは、アーカイブ内の情報に対して元の所有権証明書原本を検証する。また、BPNオフィスでは、境界線、土地に関する問題や紛争があるかどうか等の問い合わせに関する登録された土地の詳細を入手できる。

所有権の放棄

HMのように、所有者から提案された土地が外国企業にとって所有する資格のない権利であった場合、土地は所有権の放棄を通じて間接的に提案された買い手に譲渡される。このようなケースの場合、所有者は取引価格と引き換えに土地所有権を放棄することになる。その後、買い手である外国企業は、その土地について新しく適切な所有権を申請する必要がある。

公共インフラのための収用による強制放棄

法律No.2/2012に従い、土地所有者は、公共インフラの開発に関する裁判所の命令に基づいて、補償と引き換えに土地の権利を放棄することが求められる場合がある。法律は、政府がインフラプロジェクトのために土地を取得できる手続を定めており、土地取得計画文書の準備から始まり、影響を受ける当事者からの異議の評価と検討のために関連する州知事にその文書を提出する。新しい土地法の導入前の以前の規制では、提案されたプロジェクトを移転できず、そのような土地の所有権を強制放棄させる権限が大統領のみにあった場合にのみ、強制放棄が認められていた。

公益のための土地の調達に関する大統領規則No.71/2012は、公益のための土地の調達に関する法律No.2/2012を導入するために制定され、土地取得プロセスを迅速化するために、後に大統領規則No.148/2015によって改正された。

未登記土地の所有権の評価

未登録の土地の所有権を評価するためには、土地の実地検査が必要であり、併せて該当の未登記の土地の権利を識別するために村長・地区長・市長との会合が必要になる。通常、これには、土地税 (*girik*) の支払いの証拠や村の記録など、土地の権利を示すあらゆる証拠書類の確認が含まれる。また、村はTanah BengkuluやTanah Wakafとして知られている土地に対する集団的権利の対象となる場合がある。

環境法

インドネシアの環境法は、環境に影響を与える事業活動を行うにはAMDAL (*Analisa Mengenai Dampak Lingkungan*)として知られる環境影響評価を完了することを義務付けている。AMDALは、環境影響評価書、環境管理計画、および環境モニタリング計画 (*Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup*または「RKL/RPL」)で構成されている。AMDALの形式は次のとおりである。

- 単一型環境影響評価 (AMDAL *tunggal*) : 1つの規制当局の管轄下にある事業活動向け(たとえば、1つのセクターに属する事業活動)。
- 統合型環境影響評価 (AMDAL *terpadu*) : 複数の規制当局の管轄下にある事業活動向け。
- 地域型環境影響評価 (AMDAL *kawasan*) : 特定の地理的領域(工業団地など)に関連するもの向け。

AMDALは、事業活動の場所、種類、および特性により決定された適切な政府機関によって承認される。次の種類の事業活動は戦略的であるとみなされるため、AMDALは地方政府機関ではなく環境省大臣の承認についても必要となる可能性がある。

- 原子力発電所、水力発電所および地熱発電所
- 石油および天然ガスの開発、石油精製、石油化学産業
- ウラン採掘
- 航空機産業、船舶産業、軍需産業、爆薬産業、鉄鋼産業、重機産業、通信産業
- ダム、空港、港

次のような特定のケースにおいては、企業は環境影響評価の要請が免除される場合がある。

- すでに地域型AMDALがある地域内に位置している。
- 詳細な空間配置計画または戦略的な空間配置計画のある区域または都市に位置している。
- 自然災害に対する緊急対応を提供する。

環境林業省は、環境影響評価を必要とする事業活動のカテゴリーを確立している。環境影響評価を必要としない事業活動には、UKL/UPLとして知られる環境管理への取り組みと環境モニタリングへの取り組みの文書化、またはSPPLとして知られる環境管理とモニタリングの引き受け書の送付が必要になる場合がある。

環境保護および管理に関する法律No.32/2009の規定により、申請者事業および/または活動許可の発行するためには、申請者はAMDALまたはUKL/UPLを作成しておく必要がある。さらに、申請者は、AMDALまたはUKL / UPLで必要とされているすべての関連する環境ライセンスを取得する必要がある。関連する環境ライセンスとして、有害廃棄物の取り扱い、保管、および/または輸送に関する個別の許可の取得が必要となる場合がある。これらのライセンスは、まとめて環境許可 (*Izin Lingkungan*) に統合される。(AMDALまたはUKL/UPLを準備する必要のない事業は、環境許可を取得する必要はない。)

さらに、事業は「ニューサンス許可」(Hinder Ordonnantieまたは*Izin Gangguan*と呼ばれる)を取得しなければならない場合があり、その場合は地方政府に定期的な料金を支払う

必要がある。

10. その他の事業に関連する法令

通貨法

インドネシア法No.7/2011(通貨法)の制定以来、ルピアに対する信頼を高め、インドネシアでの外貨の使用を削減するために、インドネシアにおけるほぼすべての取引でルピアを使用することが義務付けられてきた。通貨法は、特定の例外を除き、インドネシア内で行われる支払い、その他の金銭債務の決済、およびその他の金融取引でルピアを使用することを規定している。また、ルピアの信頼性に疑義がある場合、または関係者が外貨を使用して支払いを行うことや負債を決済することに書面で同意している場合を除き、ルピア使用を拒否することが通貨法により禁止されている。

次の種類の取引は、ルピア使用要件から免除される。

- ・ 州予算の執行を目的とした特定の取引
- ・ 海外からの助成金または海外への助成金
- ・ 国際貿易取引
- ・ 外貨建銀行預金
- ・ 国際金融取引

通貨法を順守しなかった場合、罰金(最大200,000,000ルピア)および/または最長1年の懲役刑が科せられる。

腐敗防止法

他の管轄区域における腐敗防止法の対象となるインドネシアで事業を行う企業および個人は、インドネシアでの行動が他の管轄区域の法律に違反しない必要がある。米国の主要な腐敗防止法である1997年の海外腐敗行為防止法(FCPA)は、米国証券取引委員会に報告する必要がある企業、証券取引法下で登録された証券を保有している企業、米国の法律下で設立されている企業、米国に主要な事業拠点がある企業だけでなく、米国民、国民、および居住者に適用される。

FCPAは、事業を獲得または維持するための外国公務員への賄賂を禁止している。FCPAに加えて、企業は、OECD贈収賄防止条約、英国贈収賄防止法、および対象となる可能性のある類似の法律について留意する必要がある。

インドネシアは、腐敗に対抗するために、数多くの法的および制度上の改革を実施してきている。腐敗へ対応するための政府機関には次のものがある。

- ・ 汚職撲滅委員会 (*Komisi Pemberantasan Korupsi*または「KPK」):2002年に設立された独立した腐敗防止監督機関。KPKには調査を主導する権限はあるものの、受け取った多数の報告を処理するほどのキャパシティはありません。KPKのタスクには、公務員からの資産申告の年次収集がある。
- ・ 国家オンブズマン委員会 (*Komisi Ombudsman Nasional*):2000年に設立された、公的機関の不正の調査を開始する権限を持ち、報告を受ける機関。
- ・ 会計検査院 (*Badan Pemeriksa Keuangan*または「BPK」):さまざまな政府機関の資産負債を調査する権限を持つインドネシアの高州機関。1945年の憲法に基づいた独立した組織であり、そのメンバーは地方下院により選出された下院から任命され、

大統領によって法制化されている。BPKの調査結果は議会に報告される。

- ・金融取引報告分析センター(Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuanganまたは「PPATK」):PPATKは、インドネシアでのマネーロンダリングを防ぐために2003年に設立されました。PPATKは、疑わしい取引レポート、現金取引レポート、その他の情報を受け取り分析するだけでなく、その発見事項を法執行機関へ提出する。

資本の払い戻し

インドネシアの投資法に従い、投資家は以下のインドネシアからの外貨の送金を許可されている。

- ・ 資本
- ・ 利益、銀行利子、配当、及びその他収益
- ・ 原材料、補助材料、中間製品や最終製品の購入、および投資を確保するための資本財の払い戻し
- ・ 投資に必要な追加資金
- ・ ローン返済
- ・ ロイヤリティまたは利息の支払い
- ・ 会社で働く外国人の収入
- ・ 投資の売却または清算の収入
- ・ 損失の補償
- ・ 買収の補償
- ・ 技術支援の支払い、技術サービスとマネジメントサービスの支払い費用、プロジェクト契約に基づく支払い、知的財産権への支払い
- ・ 資産売却の収入

インドネシア銀行などの政府当局は、資本の払い戻しにあたり、特定の報告義務を課す場合がある。

民法に基づく契約作成

インドネシアの民法では、有効な契約には、当事者間の合意、合意を締結する法的能力、特定の目的、および合法的な事由が必要になる。最初の2つの条件は主観的な条件、他の2つの条件は客観的な条件と見なされます。

客観的条件(特定の目的および合法的な事由)が当事者によって満たされない場合、契約は無効となる。これは、契約が成立しなかったことを意味する。主観的条件(合意および法的能力)が満たされない場合、契約は無効となる可能性がある。これは、影響を受ける当事者が契約を取り消す権利を持っていることを意味する。

公証書

インドネシアの法律では、特定の文書が有効となるためには公証証書または土地証書の形式であることが要求されている。公証証書は、契約の当事者の承認に基づいて、公証人によって作成される文書である。公証証書は、署名の合法化、文書登録、または「真のコピー」認証など、公証人によって提供される他の形式の文書認証とは異なる。

当事者(またはその権限を与えられた代表者)は、インドネシアの公証人の前に物理的に現れなければならない、公証証書の完了に関して証書が意図した取引を完了するうえでの承認を検証するために適切であるとみなす文書を公証人へ提出する必要がある。

このような文書には、当事者の代理人を承認する委任状、代理人の身分証明書（パスポートまたは国民識別カード）、定款または当事者の構成文書（企業またはその他の事業体の場合）、および取引に必要な政府の承認が含まれる。インドネシアの裁判手続における公証証書の内容は真実であると推定される。

土地証書は、PPAT (*Pejabat Pembuat Akta Tanah* または土地証書の公式認証者) が土地証書を作成しなければならないことを除き、概念的には公証証書と同じである。

独占禁止法

インドネシアでのビジネス競争（独占禁止法）は、主にKPPUが管理する競争法によって規制されている。競争法は、特定の種類の契約と活動（例えば、カルテルの形成、価格協定など）および支配的な地位の濫用（例えば、独占）を禁止している。KPPUは、潜在的な違法行為の調査、行政執行措置の開始、合併および買収に関する報告制度の管理など、競争法を監督および執行する権限を与えられている。KPPUには、10億ルピアから250億ルピアの罰金および/または事業ライセンスの取り消しなどの行政処分を課す権限がある。

言語

インドネシア語は、1945年憲法に基づくインドネシア共和国の公用語である。インドネシア語の使用は、国旗、言語、国の象徴、および国歌に関する法律No.24/2009で定められている。

法律No.24/2009では、インドネシア語は、とりわけ、インドネシアの国家機関または政府機関、インドネシアの民間団体、またはインドネシア国民に関する契約書や覚書において使用が求められている。

2019年9月30日、インドネシア政府はついにインドネシア語の使用に関する大統領規則No.63/2019（「PR 63/2019」）を発行した。PR63/2019は、国旗、言語、象徴、および国歌に関する法律No.24/2009の実施規則となっている。PR63/2019の第26条では、インドネシアの国家機関、インドネシア政府、インドネシアの民間団体、またはインドネシア国民が関与する覚書等におけるインドネシア語の使用が義務付けられている。外国の当事者が関与する契約の場合は、英語またはそのような外国の当事者の公用語となるその他外国語で書かれる場合があり、この外国語は、外国当事者の理解を容易にするために、インドネシア語版の同等または翻訳版として使用される。

ただし、この規則では、当事者がインドネシア語版と外国語版の両方の契約を同時に実行すること、およびこれを怠ると契約の合法性に影響するかどうかについての明確な要件は規定されていない。当事者が最初に外国語版の契約を締結した場合、その契約が外国語版で明示的に記載されている限り、合意された一定期間内に事後的にインドネシア語版の契約を締結することに同意する場合がある。

上記に照らして、当事者が外国語版とインドネシア語版を同時に実行しないことを選択する場合、当事者は契約に次の言語条項を含めることが推奨される。

PR63/2019で言及されている必須要件にもかかわらず、特定のセクターの規制ではそうと限らない場合がある。たとえば、建設セクターでは、建設サービスに関する法律

No.2/2017の第50条では、インドネシアでの建設契約はインドネシア語であることが義務付けられており、外国当事者が関与する場合はバイリンガルで書かれる場合がある。ただし、建設法では、矛盾が生じた場合にインドネシア語が優先的な言語になることを明確に求めている。

さらに、PR63/2019の第28条では、インドネシア語を政府および民間の労働環境内でのコミュニケーション言語（口頭および文章の両方）として使用することを規定している。この公式なコミュニケーションには、とりわけ、検証、協議、交渉、対応、会議、議論等が含まれる。

セクターの規制で別途規制されていない限り、PR63/2019は、インドネシア語の使用要件を満たしていない場合に課される可能性のある制裁については言及していない。ただし、インドネシアの裁判所が、契約がインドネシア語でないためにその契約を無効とした事例が少なくとも1つ過去にあったことには注意する必要がある。

準拠法

紛争の当事者が外国の司法管轄区の法律に基づいて契約している場合、インドネシアの裁判所は、当事者または取引と選択した法律との間に関係があり、選択された法律が公序良俗に反しない限り、当該国の法律を準拠法として採用する必要がある。ただし、実際には、裁判所が外国法を適用しないことを選択することもあり、多くの場合拒否権もありません。これは、インドネシアの裁判制度が外国法に準拠する裁定紛争に不慣れであることを示唆している。

D. インドネシアの税制

1. 優遇税制

タックスホリデー制度

パイオニア産業に新規投資を行う納税者は、法人所得税の減免措置を受けることができる。パイオニア産業とは、高い付加価値と外部性を有する新技術の導入ないし国家経済への戦略的価値をもたらす産業と定義される。

タックスホリデー制度は以下の18の産業に適用される。

1. 金属産業の上流事業
2. 石油およびガスの精錬に関する上流事業
3. 原油、天然ガスおよび石炭を基礎とする石油化学製品事業
4. 農業・プランテーション・森林資源より生産される基礎有機化学製品事業
5. 無機化学事業
6. 医薬品事業
7. 放射線、医療用電気機器、電気療法機器の製造
8. 半導体ウェハー、液晶表示のバックライト、電子ドライバーおよびディスプレイ等、電子機器主要部品の製造
9. 機械もしくは設備製造業における主要部品の製造
10. 設備製造に用いるロボットの製造
11. 発電機器の主要部品の製造
12. 自動車および自動車部品の製造
13. 船舶および船舶機器の製造
14. 航空機および航空機主要部品の製造
15. 鉄道および鉄道主要部品の製造
16. 紙パルプの製造
17. 経済基盤に関する事業
18. データ処理やホスティング等を含むデジタル事業

上記、タックスホリデー制度の適用対象となる事業について、BKPM規則に詳細が定められている。

タックスホリデー制度の適用により、

- 1,000億ルピア以上、5,000億ルピア未満の投資に対して、法人所得税が5年間、50% 免除される。また、その後の2年間について、25%の法人所得税が免除される。
- 5,000億ルピア以上の投資額に対して、5年間から20年間に渡り法人所得税が100% 免除される。さらに、その後の2年間において50% の法人所得税が免除される。
- タックスホリデー制度は、事業開始の最初の年度から適用される。

タックスホリデー制度の適用を受けるためには、所定の要件を充足する必要がある。納税者によるタックスホリデー制度適用の申請は、投資の登録申請と同時に、または投資の登録完了後1年以内になされなければならない。なお、申請はOSSシステムを通じてなす

れなければならない。新たな投資を行う場合、当該投資がタックスホリデー制度適用要件を満たすか否かについて、OSSシステムを通じて納税者に通知される。

タックスホリデー制度に基づく法人所得税の減免措置は、その適用対象となる事業から生じた所得についてのみ適用される。その他の所得（キャピタルゲイン、利子、配当、ロイヤルティ、レンタルフィー、債務免除益および再評価益等）に対しては、通常の租税法の規定が適用される。タックスホリデー制度の適用対象となる所得と適用対象とならない所得の双方がある納税者は、それぞれの所得を区分して帳簿を管理する必要がある。

なお、納税者に対して適用される優遇税制は、タックスアローワンス制度かタックスホリデー制度のいずれか一つに限られる。

タックスアローワンス制度

特定業種への投資や優先度の高い発展途上地域への投資に対して、次の通り優遇税制が適用される。

- ・有形固定資産に対する投資額の30%を限度として、年5%ずつ6年間、課税所得から控除
- ・加速度償却の適用
- ・欠損金の繰越期間を10年間に延長（一定の要件を満たせばさらなる延長可）
- ・適用される租税条約により低い税率の定めがない場合、非居住株主に対する配当の分配に関する源泉税率を10%とする

タックスアローワンス制度を適用する場合、投資額といった定量的な要件や、輸出志向、雇用拡大、現地化等の要件を厳密に満たす必要がある。

タックスアローワンス制度の適用対象となる事業は、財務省規則に列挙されている。なお、特定の事業および特定地域への投資誘致の観点から、適用される事業の範囲については、定期的な見直しがなされる。

大幅減税制度

2019年、インドネシア政府は労働集約型産業や特定の支出に関連する軽減措置を導入した。

この新たな軽減措置は、次の3つの事業活動に対して適用される。

1. 新規投資もしくは労働集約型産業にかかる事業の拡張(60%の税額控除)
2. 労働実習、インターンシップ、人材開発における研修プログラムの実施(総支出の最大200%まで所得から控除)
3. 研究開発に関する活動(総支出の最大300%まで所得から控除)

労働実習、インターンシップおよび研修プログラムとして以下の活動が含まれる。

- ・研修施設の提供および関連する管理費用の支払い
- ・研修講師等にかかる費用の支払い
- ・研修教材等の費用の支払い
- ・参加者に対する報酬の支払い
- ・参加者の能力認定にかかる費用の支払い

経済特区

経済特区において事業を営む納税者は、法人所得税、VATおよび輸入時に生じる各種税金の減免措置を受けることが出来る。経済特区において新たに事業を営む納税者は、活動開始の年度から、その投資額に応じて、10年から25年の間、20%から100%の法人所得税の額を減額することが出来る。

なお、この法人所得税減額の措置が適用されない場合、タックスアローワンス制度が適用される場合がある。

また、法人所得税の減額措置に加え、納税者は、以下に掲げるVATおよび輸入時の各種税金に関する優遇措置を受けることができる。

- VATおよび輸入もしくは国内購入の特定物品にかかる奢侈品税の不徴収
- 経済特区に所在する納税者間で特定物品の受け渡しを行った場合のVATおよび奢侈品税の不徴収
- 特定の課税対象物品、課税対象サービスもしくは戦略的にVATを免除する特定物品のVAT免除
- 輸入関税の繰延
- 物品税の対象外の最終製品を生産するために用いる特定の物品にかかる物品税の免除
- 輸入時における各種税金の不徴収

納税者が経済特区において優遇税制の適用を受けるためには、所定の要件を充たさなければならない。

保税措置

保税措置とは、商品を一定の目的のために保管し、その間、輸入関税の賦課を留保することをいう。保税措置の適用を受けるためには、所定の要件を充たす必要がある。保税措置の形態として次に掲げるものがある。

a. 保税倉庫(Bonded Warehouse)

保税倉庫とは、輸入物品の搬出前に、包装、仕分け、移動、箱詰めおよび切断等の活動を行い、当該物品の保管を行う場所を指す。保税倉庫に搬入された物品は、輸入関税の賦課延期、物品税の免除および輸入時の各種税金(VAT、奢侈品税および輸入時における前払法人所得税)の不徴収等の優遇措置を受けることが出来る。なお、かかる優遇措置は他のインドネシアの保税区域等における製造もしくは再輸出を目的とする物品に対して与えられる。

b. 保税区域(Bonded Zone)

保税区域とは、生産を行いその生産物を輸出する目的で、輸入物品および現地物品を保管する保税地域を指す。保税区域への、もしくは保税区域からの、物品の輸入、課税対象物品の搬入、製品の搬出、課税対象物品の再搬出、機械設備の貸与および物品税対象物品の搬入については、輸入関税の賦課延期、物品税の免除および輸入時に課される各種税金(VAT、奢侈品税および輸入時における前払法人所得税)の不徴収等の優遇措置を受けることが出来る。

こうした優遇措置は、生産に供する目的または他の保税区域において生産された物品

と組み合わせる目的で保税区域に搬入される製品、材料および保税地域に所在する企業が使用する資本財(オフィス機器を含む)に対して適用される。消費財に対しては、この措置は適用されない。各種のライセンスを取得するためには申請が必要である。また、ライセンスを取得するためには、所定の要件を充たす必要がある。

2. 税務手続

税務当局

州や県等の地方政府が管轄する地方税を除き、大部分の税金は国税総局(以下、「DGT」)により集権的に管理・徴収されている。DGTは財務省のもとで、財政政策を実行するにあたり、その実務ガイドラインや手続事項を規定している。

DGTは多様な税務署を擁し、納税者の管理業務(コンプライアンス状況の確認、徴収、相談および税務調査の実施等)を行っている。税務署は管轄する納税者の規模に応じて、小規模、中規模および大規模に分類される。また、各納税者には、Account Representativeと呼ばれる税務署の担当者が任命される。

課税対象期間

法人にかかる課税対象期間は会計年度と同一である。個人にかかる課税対象期間は暦年である。

記録、記帳及び管理

原則として、帳簿(システム上の記録を含む)は、ルピア建て、インドネシア語にて作成の上、インドネシア国内に10年間保管されなければならない。

外国投資企業(PMA)、インドネシアに恒久的施設を有する外国法人および外国事業体が、インドネシア会計基準(PSAK10:外国為替レートの変動)にもとづきUSDルを機能通貨として財務諸表を作成する場合、DGTの承認を得て(石油・ガスの生産物分与契約や鉱業契約に関連する事業を行う者は通知のみ)、英語及びUSDル建てにて記帳することが出来る。

記帳方法を変更する際には、事前にDGTの承認を得る必要がある。税務申告に用いる帳簿について、公認会計士の監査が必要である旨の法定の定めはない。しかし、監査が行われている場合には、それらの資料を年次の税務申告の際に提示することがDGTより要請されている。

申告および納税

事業を営む全ての納税者は、課税対象期間にかかる会計記録を保管しなければならない。納税者の属性、事業内容または取引の種類に応じた申告が必要である。DGTは、従前の紙媒体による申告の代わりに、オンラインによる納税システムを導入した。

納付手続に際し、納税者はこのシステムを通じて、支払コードを入手する必要がある。支払コードには有効期限が記載される。なお、支払は銀行においてなされなければならない。納税者が法人である場合、月次および年次の税務申告は、原則としてシステムを通じて行われる必要がある。

連結納税

連結納税およびグループ法人税制の定めはない。

除外期間

除外期間は5年である。ただし、犯罪行為を伴う場合は10年とされている。

ルーリング

規定に不明な点がある場合、納税者は、DGTに確認を依頼することが出来る。DGTによる回答期限の定めはない。DGTが行う確認は、その要請をした納税者のみに適用される。他の納税者に対して同様に適用されるものではない。

3. 事業に関する課税

概要

インドネシアにおいて事業を営む法人に対して課される主な税金として、法人所得税、ブランチプロフィットタックス、源泉税、VAT、奢侈品税のほか、土地建物に関して課される税、地方税および印紙税など様々なものがある。超過利益税やミニマムタックスに相当する制度はない。

所定の要件を充たす企業等に対しては、優遇措置が適用される。

主たる税法として、国税通則法、所得税法、VAT法、奢侈品税法、土地建物に関する各種税法、各州が定める地方税法が挙げられる。

法人に関連するインドネシア税務の概要	
法人所得税率	25%
ブランチプロフィットタックス率	20%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 25%
課税対象所得	全世界所得
資本参加免税	有り
損失に関する措置	
- 繰越	5年
- 繰戻	無し
二重課税の救済措置	有り
連結納税制度	無し
移転価格税制	有り
過少資本税制	有り
外国子会社合算税制	有り
課税年度	暦年又は会計年度
前払税金	有り
申告期限	暦年又は会計年度終了後4ヶ月(DGTへの申請により6ヶ月まで延長可)

源泉税	
- 配当	20%(非居住者)、10%・15%・免除(居住者)
- 利子	20%(非居住者)、15%・20%(居住者)
- ロイヤルティ	20%(非居住者)、15%(居住者)
- 技術援助料	20%(非居住者)、2%(居住者)
- ブランチプロフィット税	20%
資本税	無し
社会保険料(雇用主負担)	10.24% - 11.74%
土地建物税	0.3% - 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	0.1% (インドネシア上場企業株式売却) 5% (非居住者による非上場企業の株式売却) 譲渡対価の0%/1%/2.5% (土地建物譲渡)
株式公開時の創業者への課税	0.5%
印紙税	IDR 3,000 / IDR 6,000
VAT	10%

居住者

インドネシアにおいて設立された法人またはインドネシアに居所を有する法人、もしくは法人の実質管理がインドネシアにおいてなされる場合の当該法人は、インドネシア税法上、居住者とみなされる。

課税所得と税率

居住者である法人は、全世界所得に対して課税される。非居住者である法人は、インドネシア国内に源泉を有する所得(恒久的施設に帰属する所得を含む)に対してのみ課税される。

現行の法人所得税率は25%である。

居住者である法人で、その総収入が48億ルピア以上500億ルピア未満である場合、48億ルピアまでの総収入に相当する所得部分に対して、50%を減じた税率を適用する。総払込株式の40%以上がインドネシアの証券取引所において流通する上場会社で、特定の要件を満たす法人には、5%を減じた法人所得税率が適用される。

一定の要件を満たし、一課税期間における総収入が48億ルピアを超えない納税者は、総収入に対して0.5%のファイナルタックスを課される。こうした納税者は、税務当局に通知を提出することで、通常の法人所得税率の適用を受けることを選択することが出来る。

居住者たる納税者もしくは外国法人がインドネシアに有する恒久的施設が稼得した一定の所得は、ファイナルタックスの対象となる。これらの所得については、第三者による源泉徴収をもって課税関係は終了する。

建設業や海運業等、特定の事業に従事する場合、総収入に一定税率を乗じた額を法人所得税として納付する。

一般に、上流石油・ガス事業に従事する企業は、その法人所得税を生産物分与契約 (Product Sharing Contract:PSC)に従って計算することが義務付けられている。また、鉱業に従事する企業の法人所得税は、その事業を一つの単位として計算される。なお、石油・ガス、地熱、鉱業、およびシャリア事業にともなう納税については、大統領令もしくは財務省令に別途規定が定められている。

負債資本比率

2016年度以降、損金に計上することができる負債費用の額に関して上限が定められた(特定の資本集約型産業については本制度の適用対象外)。これにより、企業の負債の額が資本の額の4倍を超える場合には、その超過分に対応する負債費用は、課税所得の計算上、損金に計上できない。借入先が国内か海外か、借入先が関連者か非関連者かを問わずこの規定が適用される点に留意する必要がある。

本規定に関する負債および資本の定義、および負債費用の内訳については、財務省令および国税総局長令において規定されている。資本の額がゼロまたはマイナスの場合、負債費用の全額を損金に算入できない。

さらに、納税者は、負債資本比率の算定に関するレポート、および(該当する場合)海外債権者からの負債に関する要旨を所定のフォーマットに従い年次の法人税申告書に添付しなければならない。

キャピタルゲイン課税

キャピタルゲインは通常の所得として課税される。また、キャピタルロスは損金に計上することができる。しかし、インドネシア株式市場に上場する株式を売却した場合、売却金額の0.1%の額を課される。なお、新規上場の場合、上場後に株式を保有するか売却するかに関わらず、新規上場時の株価に対して0.5%の額を課される。

土地建物の売却については、原則として、売却価額の2.5%のファイナルタックスが課される。なお、所定の取引については異なる税率が適用される(例えば、不動産業者による低コストの住宅・アパートの譲渡については1%、公益目的で政府に対して譲渡する場合は0%など)。

また、外国人もしくは外国法人が有するインドネシアの非上場株式の譲渡については、譲渡価格の5%のキャピタルゲインタックスが課される(関連する租税条約が、キャピタルゲインタックスにつき、より低い税率を規定している場合は、租税条約上の規定に従う)。

ブランチプロフィットタックス

外国法人がインドネシアに支店(および恒久的施設)を有する場合、通常の法人所得税のほかに、法人所得税を控除した後の純利益に対して20%のブランチプロフィットタックスが課される。なお、租税条約に定めがある場合、ブランチプロフィットタックスは軽減される。また、以下に示す形態により、インドネシア国内に純利益の全てを再投資する場合、ブランチプロフィットタックスが免除される場合がある。

- ・ インドネシア居住法人の新規設立に関して、出資を行う、あるいは構成員となる
- ・ 既存のインドネシア居住法人に対する出資
- ・ インドネシア国内の恒久的施設が事業ないし活動を行うための固定資産の取得、もしくは

- ・ インドネシア国内の恒久的施設が事業ないし活動を行うための無形資産の投資

申告および納税

インドネシア国内の恒久的施設を通じて事業活動を行う外国法人は、原則として、インドネシアの居住者と同様の義務を負う。インドネシア国内に恒久的施設を有しない外国法人が、インドネシア国内源泉所得を稼得した場合、インドネシアの納税者による源泉徴収をもって課税関係は終了する。

なお、租税の徴収は自己申告制度のもとで行われる。法人所得税にかかる月次予定納税の納付期限は翌月15日、申告期限は翌月20日である。

年次の法人所得税の申告は課税対象期間の終了後4ヶ月以内になされなければならない。ただし、DGTに通知を行い、2ヶ月の期限延長を行うことが認められる。法人所得税の要支払額(法人税の額から予定納税および前払法人所得税の額を控除した額)は、年次の税務申告書の提出前に支払われなければならない。なお、法人所得税の過払金は、税務調査を経なければ還付されない。

二重課税の排除

国内法

インドネシアの居住法人は、国外源泉所得に関して支払いを行った外国の租税につき、その税額をインドネシアの税額から控除することができる。控除できる税額は、仮にその所得についてインドネシアで課税がなされた場合の額を上限とする。また、控除限度額を国別に算定する方式が採用されている。間接外国税額控除に関する制度はない。

租税条約

インドネシアは広く租税条約ネットワークを構築しており、原則として、OECDモデル租税条約の規定を踏襲している。インドネシアが締結した租税条約は、通常、全ての種類の所得について、二重課税救済措置に関する規定、一方の国に課税権がある場合の他方の国の課税権の制限、無差別条項の規定を定めている。

租税条約における救済措置を受けるためには、取引の相手方である海外の企業等が実体を有するとともに諸要件を満たさねばならない。実体性の要件は一般的なものであるが、租税条約上、特典資格条項の規定がある所得(利子所得、配当所得およびロイヤリティなど)を国外の企業等が受領する場合には、追加の要件を満たさなければならない(「一般的租税回避防止規定」参照)。

また、取引の相手方である海外の企業等はインドネシア税務当局が発行する書式(DGTフォーム)に従って所定の書面(国外の所得受領者がその所得に関して実体があり特典資格を有する旨の宣誓書や、条約相手国の税務当局が認証した居住者証明)を準備する必要がある。

取引の相手方である海外の企業等が、現地税務当局からDGTフォームを用いた認証を受けることができない場合、特定の要件を満たす場合に限り、その国において一般に用いられる居住者証明の書式を用いることが出来る(こうした書式は、作成されたDGTフォームの添付資料として取り扱われる)。相手方である海外の企業等が所定の要件を満たさない場合、租税条約の適用は認められない。

最初に源泉徴収を行う者は、DGTの電子システムを通じて、同DGTフォームの登録を行う。情報を提出すると、受領証が発行される。源泉徴収者はこの受領証を海外の相手方に送付する必要がある。

続いて源泉徴収を行う者は、DGTの電子システムにおいて参照可能な受領証を確認するだけで足りる。源泉税の納付および申告に際して、この受領証のコピーを用いることが出来る。

インドネシアの租税条約ネットワーク

アルジェリア	香港	ニュージーランド	スリナム
アルメニア	ハンガリー	ノルウェー	スウェーデン
オーストラリア	インド	パキスタン	スイス
オーストリア	イラン	パプアニューギニア	シリア
バングラデシュ	イタリア	フィリピン	台湾
ベルギー	日本	ポーランド	タイ
ブルネイ	ヨルダン	ポルトガル	チュニジア
ブルガリア	韓国	カタール	トルコ
カナダ	北朝鮮	ルーマニア	ウクライナ
中国	クウェート	ロシア	アラブ首長国連邦
クロアチア	ラオス	セーシェル	イギリス
チェコ	ルクセンブルグ	シンガポール	アメリカ
デンマーク	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン
エジプト	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
フィンランド	モンゴル	スペイン	ベトナム
フランス	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
ドイツ	オランダ	スーダン	セルビア

租税回避防止規定

一般的租税回避防止規定

インドネシアは一般的租税回避防止規定を導入していない。しかし、以下に示すとおり、取引の相手方である海外の企業等が租税条約上の特典を得るにあたり、満たさなければならない要件がある。

- a. 取引の相手方である海外の企業等は、
 - ・ 企業等の設立もしくは取引の実行いずれかにおいて経済的実体を有する
 - ・ 企業等の設立もしくは取引の実行について、経済実態と法形式が一致している
 - ・ 自ら管理する事業活動が存在し、当該活動を行うための権限を有する
 - ・ インドネシアからの所得を創出する資産とは別に、条約相手国において事業活動を行うに十分かつ適切な固定および流動資産を有する
 - ・ 事業に関する専門性および十分かつ適切な数の従業員を有する
 - ・ 配当、利息およびロイヤルティによりインドネシアから所得を得ることのみを目的とした活動ではない

- b. 取引が租税条約上の特典を得ることを直接もしくは間接に目的としたものではないこと

租税条約に受益者要件の定めのある所得を受領した場合には、さらに以下に掲げる要件を満たさなければならない。

- a. 国外の個人が所得を受領する場合、その個人は代理人等の役割を担っていないこと
- b. 国外の法人が所得を受領する場合、以下に掲げる要件を充たすこと
 - ・ 代理人、指定人もしくは導管としての役割を担っていない
 - ・ インドネシアから所得を得るために使用する資金、資産および権利を、使用もしくは行使することができる
 - ・ 所得の金額の50%以上を他の当事者に対する義務の履行に充てるものではない
 - ・ 関連する資産、資本および負債に関してリスクを負担している
 - ・ インドネシアからの所得の一部もしくは全部を、他の当事者に提供する義務がない

要件を一つでも満たさなければ、租税条約上の特典を受けることができない可能性がある。

移転価格税制

インドネシア税務当局は、関連者間における取引が、独立企業原則に基づき、「商業上、正当な方法」により行われることを要請している。また、独立企業間価格の算定に関して、最も適切な移転価格算定方法を用いなければならない。

移転価格税制に関連する詳細なガイドラインを提示するため、DGTは、関連者間取引における独立企業原則の適用に関して、PER43(2010年)およびPER32(2011年)を公布した。また、財務省は、OECDのBEPS行動計画13に対応して、PMK213を公布し(2016年12月30日から効力発生)、3層構造の移転価格文書化制度を導入した。3層構造の移転価格文書とは、マスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書を指す。

移転価格税制に関連する詳細なガイドラインを提示するため、DGTは、関連者間取引における独立企業原則の適用に関して、PER43(2010年)およびPER32(2011年)を公布した。また、財務省は、OECDのBEPS行動計画13に対応して、PMK213を公布し(2016年12月30日から効力発生)、3層構造の移転価格文書化制度を導入した。3層構造の移転価格文書とは、マスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書を指す。

関連者間取引を行い、以下のいずれかの要件に該当する場合、納税者はマスターファイルおよびローカルファイルを作成しなければならない。

事項	基準額
前事業年度の総収入	500億ルピア超
前事業年度における関連者との有形資産取引または	200億ルピア超
前事業年度における関連者との役務提供取引、ロイヤルティ取引、利子の授受およびその他の取引	50億ルピア超

当事業年度におけるインドネシアより低い税率を
採用する国に所在する関連者との取引

基準額の規定なし

さらに、連結総収入が11兆ルピアを超える企業集団の最終親会社（インドネシアの財務報告基準に基づき連結財務諸表の作成を要請される会社）もマスターファイルおよびローカルファイルを保持しなければならない。

マスターファイルおよびローカルファイルの作成要件に該当しない場合であっても、移転価格税制そのものの適用を免れるものではない。なお、マスターファイルおよびローカルファイルは事業年度終了から4ヶ月以内に作成されなければならない。また、マスターファイルおよびローカルファイルの作成日を明記する書類も併せて準備する必要がある。

マスターファイルおよびローカルファイルは租税法および関連諸規定の定めに基づき、税務当局から要請があれば期間内に提出しなければならない。また、文書はインドネシア語で作成しなければならない。期限の後にマスターファイルおよびローカルファイルの提示を行ってもその内容は考慮されない。遅延に関してペナルティが課される場合もある。

PMK213は、年次の法人所得税申告書の添付として、所定のフォーマットにしたがい、マスターファイルおよびローカルファイルの要旨を提出することを要請している。当該要旨に、マスターファイルおよびローカルファイルが要記載事項を網羅していることに関する宣誓やマスターファイルおよびローカルファイルの作成日を記載する。当該要旨は、フォーム3A/3A-1およびフォーム3B/3B-1とは別に提示が要請されるものである。

国別報告書は、連結総収入11兆ルピアを超える企業集団の最終親会社が作成し提出しなければならない。

最終親会社がインドネシア国外に所在する場合でも以下の条件に該当する場合、インドネシアの子会社等が国別報告書を提出しなければならない。

- ・ 最終親会社の所在地国が最終親会社に国別報告書の提出を要請していない場合
- ・ 情報交換に関してインドネシアと最終親会社の所在地国との間に合意がない場合
- ・ 情報交換に関する合意があるにもかかわらず、(何らかの事情で)インドネシア税務当局が最終親会社所在地国の税務当局から国別報告書を入手できない場合

国別報告書は、事業年度の最終日時時点の情報に基づき作成されなければならない。そうでなければ、納税者は独立企業原則を遵守していないものとみなされる。また、国別報告書はPMK213が定めるフォーマットにしたがって作成されなければならない。なお、PMK213が定める国別報告書のフォーマットは、BEPS行動計画13が提示するテンプレートに沿ったものであるが、一部追加の記載事項がある。

国別報告書は、年度の終了から12ヶ月以内に作成する必要がある。適用初年度は、2016年度を対象としたものであり、翌年度(すなわち2017年度)の税務申告書と併せて提出することが要請された。また(国別報告書が最終親会社所在地国を通じてインドネシア税務当局に共有される場合)、納税者は、DGTのオンラインシステムを通じて、(国別報告書が最終親会社から最終親会社所在地国の税務当局に提出された旨の)通知フォ

ームを提出することも求められている。

なお、インドネシア財務省は、代替的な紛争解決メカニズムとして、相互協議および事前確認に関する規定を公布している。

外国子会社合算税制

本税制の対象となる被支配外国法人とは、インドネシアの個人もしくは法人が、直接または間接に、外国法人の払込資本もしくは議決権の50%以上を有する場合の当該外国法人を言う(単独で50%以上を有する場合のほか、他のインドネシアの個人もしくは法人と共同で50%以上を有する場合も含む)。被支配外国法人に該当するのは非上場の外国法人のみである。なお、インドネシアは、ホワイトリストまたはブラックリスト方式を導入していない。

被支配外国法人が、株主であるインドネシア納税者に実際に配当を行わない場合、一定の方法にて算定した金額を、当該被支配外国法人が株主たるインドネシア納税者に配当を行ったものとみなしてインドネシア納税者の課税所得に含める(みなし配当)。

なお、みなし配当は、被支配外国法人の税務申告期限から4ヶ月後(特定の税務申告期限の定めがない場合、年度終了から7ヶ月後)に認識する。

みなし配当の額は、被支配外国法人が稼得する受動的所得のうち、インドネシア納税者がその出資比率に応じて受領する権利のある額とする。被支配外国法人が稼得する受動的所得として、以下の所得が含まれる。

- a. 配当
- b. 利子(ただし、銀行免許を有する外国会社が得た利子を除く)
- c. 土地および建物のレンタル料
- d. 他の資産のレンタル料
- e. ロイヤルティ
- f. 資産の売却もしくは移転にともなう利益

特別目的会社を介したインドネシア法人の株式および資産の間接購入

インドネシアの納税者が特別目的会社を介して間接的に株式又は資産を購入した場合、その特別目的会社がインドネシアの納税者と特殊の関係にあり、不合理な価格で取引がなされた場合、その取引はインドネシアの納税者による株式又は資産の購入として扱われる。

特別目的会社の株式譲渡

インドネシアの法人もしくはインドネシアに所在する恒久的施設と特殊の関係にあり、タックスヘイブンに設立された特別目的会社がある場合、当該取引はインドネシアの法人もしくはインドネシアに所在する恒久的施設による株式の売却とみなされる。

情報交換規定

租税回避および脱税の発見およびクロスボーダー取引に関する紛争の解決促進を目的として、国家間で情報交換がなされる場合がある。この情報交換は以下に掲げる条約等の規定にもとづき行われる、

- a. 租税条約
- b. 税務情報交換規定
- c. 税務行政執行共助条約
- d. マルチラテラルまたはバイラテラルの当局間合意
- e. 政府間合意
- f. その他のマルチラテラルまたはバイラテラルの合意

OECDは、脱税の機会低減を目的として、グローバルに金融および租税にかかる情報を交換する共通報告基準(CRS(Common Reporting Standard))を導入した。この制度により、金融口座に関連して、口座所有者が居住する国の税務当局とその他の国の税務当局が連携して情報を交換し合うことが可能となった。この枠組みに参加する国々は、特定の要求を行うことなく、予め合意された内容につき、毎年、情報交換を行う(自動的情報交換)。

この自動的情報交換の枠組みに対応するため、インドネシア財務省は省令を公布し、金融口座等の情報提供に関する金融機関向けの指針を定めた。財務省はさらに、かかる指針を遵守しない金融機関に対する罰則規定も導入した。なお、相続手続きがなされていない休眠銀行口座も情報交換の対象となる旨が規定された。

この自動的情報交換の枠組みの一員であるインドネシアは、2018年9月に最初の情報交換を行った。現在、インドネシア税務当局は、複数の国から金融情報の提供を受け始めている。こうした情報は、今後、納税者の税務コンプライアンスの状況をモニターするために活用されることとなる。

OECD/G20によるBEPSプロジェクトへの参加

インドネシアはOECDの加盟国ではないがG20の加盟国である。そのため、インドネシアはBEPSプロジェクトに関して、最大限の関与をしてきた。下表は、インドネシアによるBEPSプロジェクトへの対応状況の要旨である。

行動計画	実施施策
電子経済にかかるVAT (行動計画 1)	未決定
ハイブリッド・ミスマッチ (行動計画 2)	未決定
外国子会社合算税制 (行動計画 3)	導入済み。ただし、配当に関してのみ。
利子控除制限 (行動計画 4)	負債資本比率アプローチ(貸借対照表テスト)に基づく過少資本税制を導入済み。ただしBEPS成果物が推奨する固定比率またはグループ比率ルールではない。
有害税制への対応 (行動計画 5)	未決定
租税条約の濫用防止 (行動計画 6)	すでに条約濫用防止の規定あり。
恒久的施設(PE)認定 (行動計画 7)	未決定

行動計画	実施施策
移転価格税制（行動計画 8-10）	2013年に公布された規定は、課税所得の配分と価値創造が一致するよう、OECD移転価格ガイドラインに則り、各当事者の無形資産創出への貢献状況を明らかにすることを求めている。行動計画8-10に基づく新たな施策の導入が予定されている。
アグレッシブなタックス・プランニングの開示（行動計画 12）	未決定
移転価格税制に関する文書化（行動計画 13）	財務省は、2016年12月30日以降に終了する年度を対象に3層構造の移転価格文書化制度を導入した。この新制度は、行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、マスターファイルおよびローカルファイル双方においてインドネシア独自の追加情報の記載を求めている。事業年度終了から4か月以内に、文書をインドネシア語で作成しなければならない。なお、移転価格文書作成義務を判定するための基準の導入が新たになされたほか、国内取引も移転価格税制の対象となる旨が定められた。
国別報告書（行動計画 13）	2016年12月30日以降に終了する事業年度を対象に、国別報告書が導入された。行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、一部、インドネシア独自の追加情報が要請されている。国別報告書は事業年度終了後12か月以内に作成されなければならない。なお、インドネシアは国別報告書の自動的情報交換の枠組みに署名した国の一つである。

行動計画	実施施策
紛争の解決（行動計画 14）	<p>財務省はPMK49「相互協議の実施に関するガイドライン」を公布した。PMK00は、OECDのBEPS行動計画14成果物「紛争解決メカニズムの効果的实施」において提示されたミニマムスタンダードの内容を充足するために、既存の相互協議フレームワークをアップデートしたものである。</p> <p>2019年4月26日より、従前の相互協議に関する規定（PMK240）に代わり、PMK49が発効した。</p> <p>PMK49は、BEPS行動計画14成果物において示された推奨案に対応したものである。PMK49は2019年税制改正の目玉の一つであり、相互協議の手続きがより明確なものになるよう期待される。</p>
多数国間協定（行動計画15）	<p>インドネシアは2017年6月7日、BEPS防止措置実施条約に署名し、「MLIポジション」（留保および通知事項の一覧）を提示した。インドネシアは暫定的に、主要目的テスト（PPT）に簡便的な特典制限条項（LOB）を組み合わせる方法を採用した。</p>

4. 個人に関する課税

個人に関連するインドネシア税務の概要	
個人所得税率	5%-30%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 30%
課税対象所得	全世界所得
二重課税の救済措置	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日もしくは居住者の地位を喪失してから3ヶ月以内（いずれか早い方）
源泉税（インドネシア源泉所得に適用）	
- 配当	10%（居住者）； 20%（非居住者）
- 利子	15%/20%（居住者）； 20%（非居住者）
- ロイヤルティ	15%（居住者）； 20%（非居住者）

個人に関連するインドネシア税務の概要

資産税	原則無し(ただし一部、例外有り)
社会保険	1% - 4%
相続税	無し
土地建物税	0.3%
土地建物取得税	5%
譲渡税	0.1% (インドネシア上場企業株式の譲渡); 5% (非居住者による非上場企業株式の譲渡) 譲渡対価の0%/1%/2.5% (土地建物の譲渡)
新規株式公開時の創業者株式への課税	0.5%
付加価値税(VAT)	10%

居住者

居住者とは、インドネシアに居所を有する個人、任意の12ヶ月の間にインドネシアに183日を超えて滞在する者、またはインドネシアに居住する目的で滞在する者を言う。非居住者である納税者とは、任意の12ヶ月の間に、183日を超えて滞在しないもの、居住目的でインドネシアに滞在しないものを言う。非居住者は納税者番号の取得を行う義務はない。

課税所得と税率

居住者である個人は非課税所得と所定の控除を行った後の全世界所得に対して課税される。非居住者である個人はインドネシア国内源泉所得に対してのみ課税される。

課税所得

インドネシアにおける個人所得税は国税である。課税所得には、被雇用に伴う所得、事業所得および受動所得(配当、利子およびロイヤルティ)等のその他の所得およびキャピタルゲイン等が含まれる。

被雇用に伴う所得は、給与、賃金、ボーナス、手数料、海外手当およびその他の諸手当(教育費、住居費および医療費等)など現金にて支給されるものを含む。通常、現物給与は課税対象に含まれない(もしくは雇用主が損金に計上できる)。被雇用に伴う所得は、その所得の支払場所に関わらず課税対象となる。現物給付は、それが特定の雇用主から与えられる場合、課税対象となる。

所得控除およびその他の軽減措置

所得の創出に関連する支出は原則として控除することが出来る。

内容	1年あたり控除額
納税者(基礎)控除	54,000,000 ルピア
配偶者控除	4,500,000ルピア(妻が、夫と合算申告する場合、さらに54,000,000ルピアの追加の控除可)

内容	1年あたり控除額
扶養者控除	一人あたり4,500,000ルピア(血縁または婚姻関係のある者を三人まで)
職業支援	6,000,000ルピアを上限に総所得の5%
年金(年金受給者を対象とする)	2,400,000ルピアを上限に総所得の5%
一定の年金ファンドへの拠出額(BPJS等)	拠出額全額
宗教上の拠出	実費(証憑があり所定の条件を満たすことを条件とする)

財務省には所得控除の額を再決定する権限が与えられている。

被雇用者である個人の納税者が拠出する社会保障費用は、老齢貯蓄制度に対して月額給与の2%、年金に対して1%、および健康保険に対して1%である(ただし、月額給与の上限額あり)。被雇用者は、家族を健康保険に加入させることも出来る。その場合、家族一人あたり1%の追加拠出をする必要がある。なお、外国人駐在員は年金に対して拠出する義務はない。

税率

課税所得	適用税率
50,000,000ルピア以下	5%
50,000,000ルピア超250,000,000ルピア以下	15%
250,000,000ルピア超500,000,000ルピア以下	25%
500,000,000ルピア超	30%

相続税および贈与税

インドネシアは相続税および贈与税を採用していない。

財産税

原則として、インドネシアでは財産税を課されない。例外的に、タックスアムネ스티制度が適用された際は、一定の条件下で税務当局は納税者の未申告財産に対して課税することが出来た。なお、2017年3月31日以降、納税者はタックスアムネ스티制度の適用を申請することが出来ない。

申告および納税

インドネシアは自己申告制度を採用している。居住者たるすべての個人(外国人を含む)は、原則として、納税者としての登録を税務署にて行い、納税者番号を取得しなければならない。ただし、所得の額が一定の基準以下の者、納税居住者に該当しない者、および夫と連帯で納税義務を果たす既婚女性は、登録を免れることができる。

納税者である個人は、その全世界所得、資産および負債を申告し、毎年、個人所得税申

告書を提出しなければならない。年次の税務申告は翌年の3月31日、もしくは個人がインドネシアの居住者ではなくなってから3ヶ月以内のいずれか早い時期までに行わなければならない。なお、租税の納付は税務申告の前に行われる必要がある。

納税者たる個人は、税務申告を電子システムを通じて行うことが推奨されている。この電子システムにアクセスするためには、別途、税務署から電子申告番号を入手する必要がある。

納付遅延、申告書の提出遅延、過少申告および修正申告に関してはペナルティが課される。ペナルティの種類は状況により異なる。また、税額の不足分に対して月あたり2%の利息を課されることが多い。

5. 源泉税

配当

租税条約により低い税率が規定されていない限り、非居住者への配当の支払には20%の源泉税が課される。この源泉税はファイナルタックスである。インドネシア内国法人への配当の支払いには15%の源泉税が課される(ただし、配当受領法人が配当支払法人の株式の25%以上を有し、配当が利益剰余金を原資としてなされた場合を除く)。なお、配当にかかる源泉税は、法人所得税の前払として扱われる。居住者である個人に対する配当の支払に関しては10%のファイナルタックスが課される。

利子

租税条約に、より低い税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払には20%の源泉税が課される。国内の納税者が居住者に利子を支払う場合には15%の源泉税が課され、この源泉税は当該居住者の前払税金として取り扱われる。インドネシア内国法人の銀行および金融機関に対する利子の支払いについては源泉税は免除される。インドネシア内国法人の銀行および海外銀行のインドネシア支店が、インドネシアの居住者である個人納税者もしくは法人納税者に利子を支払う場合、20%のファイナルタックスの対象となる。

ロイヤルティ

租税条約に、より低い税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払には20%の源泉税が課される。ここで、ロイヤルティとは、インドネシア国内における資産・ノウハウの使用や、資産・ノウハウの使用権のインドネシア国内への移転に際して支払う対価を指す。

インドネシア内国法人が、インドネシア居住者に支払うロイヤルティには15%の源泉税が課され、当該ロイヤルティはインドネシア居住者の法人所得税の前払いとして扱われる。

給与および社会保険拠出に関する税金

雇用主は、従業員に対して支払う給与およびその他の報酬につき、厳選税額を計算の上、控除し、納付する義務がある。雇用主は、月次で源泉税の申告を行わなければならない。また、雇用主および従業員は、一般社会保険制度に対して拠出しなければならない。

その他の取引

テクニカルサポートフィーとして海外に対価の支払いを行う場合、より低い税率の定めが

租税条約にない限り、20%の源泉税の対象となる。テクニカルサポートフィー、マネジメントフィー、コンサルティングフィー、その他所定の役務提供に関する対価、およびレンタルフィーの支払いを行う国内取引の場合、2%の源泉税が課される(ただし、10%のファイナルタックスの対象となる土地および建物にかかるレンタルフィーの支払を除く)。なお、納税者が納税者番号を取得していない場合、2倍の税率が適用される。

申告および納税

配当、利子、ロイヤルティ、レンタルフィー、プロフェッショナルサービスフィー、経営技術サービスフィー、建設サービスフィー等にかかる租税は、源泉徴収を通じて納付される。

受領者がインドネシアの居住者である場合、源泉徴収された額は、受領者による税金の支払いと見なされる。一方、支払を受ける者が非居住者の場合、源泉徴収された額は、ファイナルタックスとして扱われる。配当、利子、ロイヤルティおよびその他の支払に関する源泉税は、申告月お翌月10日に納付されなければならない。

従業員に対する給与支払いの内、所得税として源泉徴収された額は、その取引がなされた月の翌月10日に納付されなければならない。申告期限は翌月20日である。

6. 間接税

VAT

生産および販売の各段階において、物品の販売およびサービスの提供に関して、10%の税率でVATが課される。ただし、物品、無形資産およびその他特定のサービスの輸出に対するVAT率は0%である。

VATは、ロイヤルティを含む無形資産取引およびインドネシア国外からインドネシア国内の者に対して行われるサービス取引に課される。また、VATは、国内で製造されたか、もしくは国外から輸入されたかを問わず、全ての製造物に等しく課される。なお、製造とは、当初の財の形状や性質に変更を加え、新たな財を産出したり、生産性を高める全ての活動と定義される。この点、組立加工、調理、包装および瓶詰めは、製造に該当するものとされる。

サービスの輸出とは、インドネシアの関税区域において、インドネシアの関税区域外のサービス受領者のために行う課税対象サービスである。以下に掲げる活動は、課税対象のサービスの輸出と見なされ、VAT0%の特典を享受することが出来る

- a. インドネシア関税区域外での使用のための物品の輸出に関するサービスで、以下を含む。
 - 受託加工サービス業(財務省令においてさらなる基準が設定されている)
 - 修理およびメンテナンスサービス
 - 輸出品に関する輸送サービス
- b. インドネシア関税区域外に存する不動産に関連して行われるサービス(建物建築の事前評価、計画および設計等の建設工事サービス等)
- c. インドネシア関税区域外で利用されるサービスで、以下を含む。

- ・ ITサービス
- ・ 研究開発サービス
- ・ 航空機および船舶を用いた国際輸送
- ・ 経営、法律、インテリアデザイン、人事、エンジニアリング、マーケティング、会計、財務諸表監査、税務コンサルティング
- ・ 仲介サービス（インドネシアへの輸出販売を行うための販売業者のサーチ業務）
- ・ データコミュニケーションのサービス・プロバイダーが行う業務

0%のVATを適用するためには、所定の要件を満たさなければならない。

インプットVATは、一定の条件下でアウトプットVATと相殺することができる。過払いのVATは、翌月に繰越すか、還付を受けることができる。ただし、還付を受けるためには税務調査を経る必要がある。月次の還付申請を許可された特定の企業等を除き、VATの過払いに関する還付請求は、年度終了時においてのみ行うことができる。

以下に掲げる特定の輸出品および調達品については、VATの免除、猶予もしくは不徴収の形式でインセンティブを受けることができる。

- ・ 機械および生産設備等、戦略的に優遇される物品
- ・ 保税区域の加工会社を取り扱う原材料
- ・ 自由貿易圏(Free Trade Zone)における課税対象物品の受取または引渡
- ・ 海外資金援助により行われるプロジェクトにおいて必要なサービス、機器等の輸入および引渡。
- ・ 国営航空会社および国営郵便会社による輸入もしくは調達
- ・ 関税が免除される特定の物品の輸入

課税対象製品またはサービスの年間売上が48億ルピアを超える企業等は、VAT登録を行い、物品の引渡時またはサービスの提供時にVATインボイスを発行しなければならない。

VATインボイスは、売り手にとってはVATを徴収するための、買い手にとってはVATを控除する際のツールとなる。全てのVAT課税業者は、電子VATインボイスを発行しなければならない。VAT課税業者は、まずアクティベートのためのコード、パスワードおよび電子証書を、DGTのウェブサイトもしくは税務署から入手する必要がある。電子VATインボイスは、インドネシアルピア建ての金額および電子サインを記載して、DGT指定のウェブサイトにより発行しなければならない。

VATの月次申告の期限は翌月末である。VATの要支払額(すなわち、アウトプットVATからインプットVATを控除した額)は、申告の前に支払われなければならない。なお、無形のサービス等を国外から受け、インプットVATを自ら計上する納税者は、租税債務が生じた月の翌月15日までに納付を済まさなければならない。

インドネシアは、VATのグルーピングの考え方を採用していない。会社が、異なる税務署が管轄する地区にそれぞれ支店を有する場合、会社はVATの申告および納付の集約(セントラリゼーション)を請求することができる。このVATの集約は、通常、本店もしくは主たる事務所が行うが、所定の要件を満たす場合、その他の支店が行うことができる。

キャピタルゲイン課税

キャピタルゲインに対してVATは課されない。

不動産に関する税金

土地、建物および構築物に関する権利を有する者には、毎年、土地建物税が課される。税率は一定の非課税額を控除した後の不動産評価額に対して最大0.3%である。

個人による土地および建物の販売(土地および建物の販売を主たる事業とする納税者による、簡易住宅およびマンションの販売以外)については、販売価格の2.5%の税が課される。贈与もしくは相続として土地建物を譲渡する場合、および基準の年間所得金額を超えない個人の納税者が6千万ルピア以下の額で土地建物を販売する場合、この税は免除される。

土地または建物に対する権利を取得した場合、最大5%の土地建物取得税を支払う義務がある(各州の規定により最大8千万ルピアまで控除可)。納税者が、相続により、3億5千万ルピア以下の土地または建物の権利を取得した場合は非課税として取り扱われる。

譲渡税

インドネシア証券取引所における株式の売却については取引金額の0.1%の税金が課せられる。創業者が有する株式については、上場後に保有又は売却するかに関わりなく、新規上場時の株式価額に対して0.5%のファイナルタックスが課せられる。非居住者が、インドネシア内国法人の株式を譲渡する場合、租税条約に特段の定めがない限り、5%の源泉税が課される。

所定の土地または建物の処分については、取引金額の2.5%がファイナルタックスとして課される。

6千万ルピア以上の土地または建物に関する権利を取得したときは、取得価額もしくは不動産課税評価額のいずれか大きい方の5%が最大で課される。なお、合併に伴う土地および建物の権利の移転時もしくは親族への権利の移転時などのために、様々な免除規定が設けられている。

印紙税

印紙税は各種金融取引の履行証明、証書および金銭受領書等について課される。税額は、対象とする書類の種類により3,000ルピアから6,000ルピアとされている。

関税および物品税

国外からインドネシア関税区域への物品の移転は、「輸入」として扱われ、原則として輸入関税およびその他輸入時における各種税金が課される。輸入者は、輸入関税登録番号を取得しなければならない。この番号取得にかかるプロセスはオンラインシステムにて迅速に行うことが出来る。また、外国投資企業はその新設に際して、定款認証および法務人権省の許可を取得後、OSSシステムを通じて事業登録番号取得の申請を提出しなければならない。この申請の際に、輸入ライセンスおよび輸入関税登録番号の取得も必要である旨を申し出た場合、事業登録番号と併せて輸入ライセンスおよび輸入関税登録番号が発行される。

なお、ライセンスに関わる以下のサービスは、OSSシステムを通じて行われる。

- 保税倉庫ライセンス(Licensing of Bonded Warehouse)
 - 輸出のための関税軽減ライセンス(Licensing of Ease of Import for Export)
 - 物品税対象事業者番号ライセンスLicensing of Excisable Goods Entrepreneur Registration Number
- a. 自由貿易協定(FTA)および経済連携協定(EPA)の署名済国からの輸入には、特惠関税率が適用される。そのため、FTAおよびEPA署名国を原産地とする貨物の輸入には、低い税率が適用されるか、もしくは関税が免除される。なお、インドネシアは以下の枠組みにおいて特惠関税制度を導入している。
 - b. ASEAN貿易協定(ATIGA) : インドネシアとASEAN諸国との間の合意に基づく特惠関税の協定。この協定は、ASEAN諸国からのインドネシアへの輸入品に適用される。
 - c. ASEAN-中国FTA(ACFTA) : ASEAN諸国と中国との間の自由貿易地域を構築するための合意。中国とは中国本土を指し、特別行政区域(香港とマカオ)及び台湾は含まれない。
 - d. ASEAN-韓国 FTA(AKFTA) : ASEAN諸国と韓国との間の経済連携協定。
 - e. インドネシア-日本経済連携協定(IJEPA) : 両国の経済連携を強化し両国間の貿易の促進を目的としたインドネシアおよび日本の政府間合意。
 - f. ASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA(AANZFTA) : ASEAN諸国と、オーストラリアおよびニュージーランドとの自由貿易を促進することを目的とした合意。
 - g. ASEAN-インドFTA(AIFTA) : ASEAN諸国とインドとの間の貿易促進を目的とした合意。
 - h. インドネシア政府-パキスタンの輸入関税の規定 : インドネシアおよびパキスタン間の特惠貿易協定の枠組みで行われるもの。
 - i. ASEAN-日本(AJCEP) : ASEAN諸国と日本との間の包括的経済協定。

また、特定の物品(特に酒類、煙草およびHPTL製品)に対しては、政府による当該物品の流通抑制の観点から、物品税が課される。関税および輸入時に課される税金は物品が港湾等の税関エリアから出荷される前に支払われなければならない。物品が、物品税の対象である場合も同様に、港湾等から出荷される前に物品税の支払を行う必要がある。これらの規定を遵守しない場合、その金額の多寡に応じて行政上のペナルティが課される場合がある。関税評価額の算定に起因して申告額が過少であった場合、100%から1,000%の行政上のペナルティが課される。関税対象外の物品の評価額に誤りがあった場合、500万ルピアのペナルティが課される。なお、関税分類の誤りに関するペナルティはない。

環境税

インドネシア中央政府は環境税を導入していない。ただし、汚染水の外部放水について、手数料と引き換えに許可を与える地方自治体がある。

贅沢品販売税

贅沢品販売税は、様々な財に対して税率10%から200%の範囲内で、VATとは別に課されるものである。贅沢品販売税は、物品の輸入時、または製造会社による物品の引き渡し時に課される。

E. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会 (Indonesian Institute of Accountants) の財務会計基準審議会 (DSAK-IAI) が発行した会計基準 (PSAK) に従って会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会およびコミサリスおよびその家族のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。(1) 財務諸表 (2) 会社の状況および業績に関する報告書。

1. 会計年度

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用する機会が多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

2. 通貨

企業は機能通貨を使用して会計記録および財務諸表を作成する。しかし、企業は機能通貨以外の通貨 (表示通貨) を使用して財務諸表を表示することができる。機能通貨は、事業体が事業を行う経済環境の主たる通貨である。機能通貨は、商品やサービスの販売価格が表示され、決済される通貨であることが多い。

3. 言語及び会計基準

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成する。発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。また、企業は資産、負債、資本、収益および費用をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録および年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した会計基準 (SAK) に準拠するものとする。公的な説明責任のない企業は、公的な説明責任を持たない企業のための中小規模事業用会計基準 (SAK ETAP) を採用することができる。これは完全なSAKよりシンプルである。

4. 監査要件

次の企業は公認会計士の監査を受けた年次財務諸表を提出する必要がある。

- 公開会社
- 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
- 社債を発行する会社
- 資産規模が500億ルピア以上の会社 (会社法で500億ルピア以上、商業省令で250億ルピア以上と規定されている)
- 銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
- インドネシアで事業を行うことを許可されている外国企業

一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会 (IICPA / IAPI) が公布したインドネシア監査基準に従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁 (OJK: *Otoritas Jasa Keuangan*) に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表は、監査を受けていない場合には中間財務諸表の日付から1ヶ月以内に OJK に提出されなければならない。監査人のレビューを受けている場合には2ヶ月以内に、それ以外の場合は3ヶ月以内に提出されなければならない。

5. 独立性

インドネシアの監査基準では、監査人は監査人の独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を回避する必要がある。さらに、監査人は規制当局 (財務省等) が発行する関連する独立性のルールを遵守する必要があり、これには上場企業・銀行・保険会社・その他金融機関などの監査人に求められる OJK の独立性ルールも含まれる。

OJK の独立性ルール No. 13/POJK.03/2017 は上記の企業に対し公認会計士の3年ごとの強制ローテーション及び2年のインターバル期間を要求している。この強制ローテーションは公認会計士のみにも適用され、会計事務所には適用されない。

F. 労働環境

1. 従業員の権利と報酬

2003年の労働法第13号 (Manpower Law No.13 of 2003) では、労働者の交渉、労働条件の最低基準、退職金および報酬の支払いに関する規則を定めている。当法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキが法令を順守し、秩序があり、平和的であるという要件に制限している。

インドネシアは国際労働機関 (ILO) の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、および組合の保護が含まれる。雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大または改正するいくつかの規制を出している。

2. 賃金及び福利厚生

地方賃金協議会は、各州および各地域の最低賃金水準を設定している。これらの協議会は、労働移住省 (Ministry of Manpower)、全インドネシア労働組合、雇用者協会、学界の代表者から構成されている。賃金水準は、インフレに伴い過去数年間で上昇し続けている。地区レベルの最低賃金は、地方の賃金よりも大幅に高い場合がある。

賃金には、最低賃金、時間外賃金、病気賃金、および休暇賃金が含まれる。現金賃金は最低賃金の75%を構成しなければならず、残りは一般的に食事と通勤に配分される。外国企業は通常、最低賃金の2倍の給与で従業員を雇用している。ほとんどの地場の企業は最低賃金よりわずかに高い水準の賃金を支払っている。

福利厚生には、年次休暇 (通常年12日) と祝日の有給休暇、宗教休暇、家族休暇 (結婚を含む)、妊産婦休暇、病気休暇などの休暇が含まれる。退職時には退職金による補償が必要である。従業員は宗教祝祭手当 (THR) として1ヶ月のボーナスを受け取り、当該手当はイスラム教徒はレバラン (ラマダンの終わり) の前、クリスチャンはクリスマスの前、ヒンズー教徒はニュピの前、そして仏教徒は大祭の前に支払われる。

年金及び社会保険

現在、社会保障制度 (BPJS) にはBPJSマンパワーとBPJSヘルスケアという2つのタイプがある。両方のプログラムに対する拠出は、雇用主と従業員の両方によって行われる。

新しいBPJSマンパワースキームは2014年1月1日に施行されたが、一般的に以前の社会保障やJamsostekを継承し、保険料はJamsostek保険料と同じままである。つまり、労働者災害保険は0.24%~1.74% (雇用者負担)、生命保険は0.30% (雇用者負担)、退職金制度は3.70% (雇用者負担) 及び2.00% (従業員負担) である。

医療制度は古い医療制度に取って代わり、2019年1月1日までに完全に義務化される予定である。保険料は従業員の月次給与の5% (4.0%が雇用者によって支払われ、1.0%が

従業員によって支払われる)である。拠出額を決定するために使用される従業員の月給の上限は、インドネシアの税金控除額の2倍(既婚及び子供1人の場合)、または現時点でIDR 8,000,000 /月である。強制されている保険料は、夫、妻、そして2人の子供がカバーされる。追加の家族については、追加保険料でカバーすることができる。

現在の規制では、対象者には、インドネシアで少なくとも6ヶ月間働く外国人労働者(有効な労働/滞在許可を保持しなければならない)も含まれている。

その他の手当

個々の交渉または団体交渉により、その他の手当で決定される。これらには、通常、家族および生活費の手当、従業員とその家族の無償の医療手当、住宅、通勤費、および作業服が含まれる。多くの企業が年金制度を提供している。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリーブ(帰国手当)などの追加給付を受ける場合が多い。

3. 解雇

3ヶ月間以上継続して雇用されている労働者の解雇には法的制約がある。生産の削減が必要であったり、労働者が不適切とみなされたりしても、従業員と雇用者との間で合意された退職金の支払いを行わずに、解雇することはできない。合意に達することができない場合、雇用主は労働移住省の承認を得る必要がある。

退職金の支払いは、従業員の最終月給(サービスの期間によって異なる)の1~9倍となり(最低3年間の勤続後)、勤続功労金は従業員の最終月給の2倍となる。雇用終了時のその他の報酬には、未消化の年次休暇に対する現金支払いと、退職金および勤続功労金の15%に相当する住宅および医療給付が含まれる。

4. 労働者及びマネジメントの関係

労働契約は一般的であり、通常一定期間内に会社に入社する従業員を対象としている。契約は1年から3年間更新することができる。団体交渉は、労働組合が少なくとも労働者のうち51%を代表する、あるいは承認を得ている場合には、企業レベルで行われる。労働争議は、特別な地方レベルの民事裁判所によって取り扱われる。

5. 外国人の雇用

外国人の雇用は、インドネシア人が果たすことができないポジションにおいてのみ許可されており、定期的かつ体系的な訓練が提供され、インドネシア人が最終的に駐在員を置き換えることができる場合のみ許可される。政府がインドネシア人ではポジションを埋めることができないと考えている場合は、通常外国の管理者と技術者を雇用する許可を得ることは難しくない。しかし、外国人には特定のポジション(例えば、人事管理者)を満たす資格はない。

外国人は専門家、管理者、監督者、技術者/オペレーターの4つのクラスに分類される。4つのクラスすべてに就労許可が必要である。

外国人はインドネシアで就労するためには申請するポジションに沿ったレベルの教育を受け、適格証明または同等のポジションでの最低5年間の就労経験を有していることが要求され、またインドネシア人のカウンターパートを雇用する必要がある(ディレクターまたはコミッショナーのポジションを除く)。原則的には比率は1対1(1人の駐在員に対し1人のカウンターパート)であるが、これは会社の法的形態や業態によって大きく異なることがあり得

る。外国人就労許可申請書には、インドネシア人カウンターパートのインドネシアIDカードのコピー及び職務内容説明書を添付する必要がある。

企業は、駐在員を受け入れる前に外国人雇用計画(RPTKA)を労働省に送付しなければならない。必須の報告書及び従業員福利厚生報告書もRPTKA申請時に添付することが要求されている。RPTKAには、1年間の各駐在員のポジション、必要な資格、およびインドネシア人スタッフのトレーニング計画が記入されなければならない。更新時には、企業は駐在員がインドネシア人に知識を移転したことを証明する報告書を提供しなければならない。承認された人材計画に基づいて個々の就労許可が認められる。就労許可申請の承認には最大3ヶ月かかることがある。

インドネシアで就労する駐在員のポジションは全て労働省外国人労働者雇用局からの承認を受ける必要がある。

デロイトとは

デロイトインドネシア

デロイトインドネシアは、監査、コンサルティング、ファイナンシャル及びリスクアドバイザリー、税務等のサービスを提供しているプロフェッショナルファームです。我々は、デロイトアジアパシフィックやデロイトグローバルのネットワークの一員です。

デロイト アジアパシフィックは、デロイトメンバーファームの一員で、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、ホーチミン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京、ヤンゴンなどのアジアパシフィック地域の100を超える都市に拠点を有するメンバーファームにより構成されています。

デロイトの専門家は、誠実性、市場への卓越した価値の提供および文化的な多様性を醸成する協調的なカルチャーを共有しています。また、継続的な学習、困難な問題への挑戦、キャリア向上を尊ぶ環境の中で、企業責任の強化と人々からの信頼の確立に尽くし、社会に価値あるインパクトを創造することを使命としています。

デロイトインドネシアは、ジャカルタとスラバヤに拠点をもち、80名を超えるパートナー・ディレクター及び1,600名を超えるスタッフを擁しています。インドネシアではデロイトの業務は次の法人によって行われています。

- Imelda & Rekan (監査)
- Deloitte Touche Solutions (税務コンサルティング)
- PT Deloitte Konsultan Indonesia (ファイナンシャル及びビジネスアドバイザリー)
- KJPP Lauw & Rekan (バリュエーションアドバイザリー)
- Hermawan Juniarto & Partners (法務)
- PT Deloitte Consulting (コンサルティング)

デロイトのそれぞれのファームは法的に別会社となり独立して運営されています。デロイトは、世界の最大のアカウンティングファームグループといわれるBig4の1つです。

デロイトアジアパシフィック

デロイトSEAIに加えて、オーストラリア・中国・日本・ニュージーランド・台湾などが参画し、デロイト アジアパシフィックを立ち上げました。

デロイト アジアパシフィックは、アジアパシフィック地域で“One Deloitte”として、クライアントの期待を超えるサービスの提供を目指しています。デロイトメンバーファームの一員として、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、ホーチミン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京、ヤンゴンなどのアジアパシフィック地域の100を超える都市に拠点を有しています。デロイトアジアパシフィックは、各国での投資を加速し、各国のマーケットにおいてもニーズに応じイノベティブなサービスとソリューションを提供し続けることの出来る体制を築いています。

主なクライアント

デロイトインドネシアはメジャーな多国籍企業、国内の大企業や公共企業、国内の重要クライアント及び成長著しいグローバル企業等の様々なクライアントの基盤を持っています。デロイトインドネシアは銀行及びファイナンス、製造業、輸送業、情報通信、メディア、小売・卸売、オイル・ガス、ライフサイエンス・ヘルスケア等の主要な業界をカバーしています。

M&Aチームは、豊富なクロスボーダーでのM&A支援経験を通じて、各国特有の制度・商慣習に基づくM&Aの留意点・ポイントなどの知見を有しています。現地マーケットに対する知見を有した最適なチーム体制で支援します。

フォレンジックサービスチームは、グアム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む東南アジア地域での不正調査・解決を支援します。メンバーは各分野の専門家であり、域内のクライアントに迅速に対応できる体制を有しています。グローバル及びアジアパシフィック地域で最大のフォレンジックサービスチームであり、イノベーションを進め、品質の高いサービスの提供・クライアントの課題把握・タイムリーなデリバリーの実現を目指しています。

リスクアドバイザーチームは、経営陣のアカウンタビリティの必要性の高まり、規制対応の必要性、イノベーションによる環境変化など複雑化するリスク環境への対応を支援します。テクノロジー・サイバーセキュリティ・地政学リスクなどの「新しいリスク」への対応など、安心してリスクをテイクできる仕組みの整備を支援します。

税務チームは、日々重要性・複雑性が高まる税務について、税務コンプライアンス対応・最適化の支援を行います。また、税務チームは法務チームと連携し、各種サービスの提供を行っています。専門知識と業界に対する知見を結集・組み合わせ、クライアントのビジネス展開を支援しています。



コンタクト先

Claudia Lauw Lie Hoeng

カントリーリーダー
clauw@deloitte.com

監査

Elisabeth Imelda

保証業務・アドバイザーリーダー
eimelda@deloitte.com

Xenia Ubhakti

xubhakti@deloitte.com

Rosita Uli Sinaga

rsinaga@deloitte.com

税務

Melisa Himawan

税務リーダー
mehimawan@deloitte.com

Roy David Kiantiong

rkiantiong@deloitte.com

John Lauwrenz

jlauwrenz@deloitte.com

ファイナンシャルアドバイザー

Edy Wirawan

ファイナンシャルアドバイザーリーダー
ewirawan@deloitte.com

リスクアドバイザー

Brian Indradjaja

リスクアドバイザーリーダー
bindradjaja@deloitte.com

コンサルティング

Iwan Atmawidjaja

コンサルティングリーダー
iatmawidjaja@deloitte.com

法務

Irawati Hermawan

法務リーダー
irahermawan@hjplaw-deloitte.com

Cornelius Juniarto

法務リーダー
cbjuniarto@hjplaw-deloitte.com

日系企業サービスグループ

Tenly Widjaja

日系企業サービスグループリーダー
twidjaja@deloitte.com

Yoshiaki Sugitani / 杉谷佳昭

全般・監査
ysugitani@deloitte.com

Keisuke Okubo / 大久保圭祐

全般・監査
keisokubo@deloitte.com

Hideo Minowa / 蓑和秀夫

リスクアドバイザリー
hideminowa@deloitte.com

Shigenori Shibata / 柴田茂宣

ファイナンシャルアドバイザリー
shshibata@deloitte.com

Koji Sugimoto / 杉本浩二

税務全般
kojisugimoto@deloitte.com

Satoshi Minamino / 南野啓

税務(移転価格)
saminanino@deloitte.com

Sujun Kim / 金秀俊

コンサルティング
sujunkim@deloitte.com

中国サービスグループ

Dennis Li Yu Ying

中国サービスグループリーダー
yuyli@deloitte.com

韓国サービスグループ

Bang Chi Young

韓国サービスグループリーダー
bangchiyoung@deloitte.com

米国・欧州サービスグループ

Mark Woodley

米国・欧州サービスグループリーダー
marwoodley@deloitte.com

Imelda & Rekan
Deloitte Touche Solutions
PT Deloitte Konsultan Indonesia
KJPP Lauw & Rekan
Hermawan Juniarto & Partners
PT Deloitte Consulting

Jakarta

The Plaza Office Tower 32nd Floor
Jl. M.H. Thamrin Kav 28 – 30
Jakarta 10350, Indonesia
Tel: +62 21 5081 8000
Fax: +62 21 2992 8200, 2992 8300

The Plaza Office Tower 27th Floor
Tel: +62 21 5081 9555
Fax: +62 21 2992 8022
Email: iddttl@deloitte.com
www.deloitte.com/id

Surabaya

Pakuwon Tower
Tunjungan Plaza 6
21th Floor Unit 05
Jl. Embong Malang 21-31
Surabaya 60261, Indonesia
Tel: +62 31 9921 4488, 5460 888



Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and their affiliated entities are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax & legal and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the “Deloitte organisation”) serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte’s approximately 312,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Ho Chi Minh City, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei, Tokyo and Yangon.

About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Imelda & Rekan, Deloitte Touche Solutions, PT Deloitte Konsultan Indonesia, KJPP Lauw & Rekan and Hermawan Juniarto & Partners

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.